第3期中期目標期間見入業務実績等報告書

(見込評価自己評価書)

平成29年6月28日 独立行政法人農業者年金基金

様式1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要

1770										
1. 評価対象に関す	1. 評価対象に関する事項									
法人名	独立行政法人農業	者年金基金								
評価対象中期目標	評価対象中期目標 見込評価 (中期目 平成25~29年度 (第3期)									
期間	標期間実績評価)									
	中期目標期間	平成25~29年度								

2	. 評価の実施者に関する事項									
主	務大臣	農林水産大臣								
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長						
主	務大臣	厚生労働大臣								
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長						
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室政策評価官						

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

- ・平成25年度の業務実績評価は、農林水産省及び厚生労働省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価が実施された。
- ・平成26年度以降の業務実績評価は、農林水産大臣及び厚生労働大臣による評価が実施された。
- ・平成25年度までの評価区分(3段階)と平成26年度以降の評価区分(5段階)は、評価基準の改定により変更されている。

様式1-2-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定					
(S, A, B, C, D)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	A	С	В		
評価に至った理由					
a Ni i A Alix III 2 see the					
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価					
全体の評定を行う上で					
特に考慮すべき事項					
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、					
改善事項 その他改善事項					
主務大臣による改善命令を検討すべき事項					
(機成り) * > () 事情					
4. その他事項					
監事等からの意見					
その他特記事項					

様式1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表

中非	明目標	年度評	価				中期目標	票期間評	項目別	備考欄
							価		調書No	
		25	26	27	28	29	見込評	期間実		
		年度	年度	年度	年度	年度	価	績評価		
I	国民に対して提供するサービスその他	の業務	の質の	向上に	関する	事項				
	1 農業者年金事業	Α	В	В						
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	В	В						
	3 制度の普及推進及び情報提供の充	Α	С	В						
	実									
П	業務運営の効率化に関する事項									
	1 業務運営の効率化による経費の抑	A	В	В						
	制等									
	2 業務運営の効率化	A	В	В						
	3 組織運営の合理化	A	В	В						
	4 委託業務の効率的・効果的実施	A	В	В						
	5 業務運営能力の向上等	A	В	В						
	6 内部統制の充実・強化	A	С	В						
Ш	財務内容の改善に関する事項						1			
	財務内容の改善に関する事項	A	В	В						
\Box			l		L	L				

^{※ 25}年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における中項目評価である。

中非	朝目標 	年度評	価				中期目標	票期間評	項目別	備考欄
		価							調書No	
		25	26	27	28	29	見込評	期間実		
		年度	年度	年度	年度	年度	価	績評価		
Ⅳ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画										
	予算(人件費の見積りを含む。)、収支	Α	В	В						
	計画及び資金計画									
V	短期借入金の限度額	_	_	_						
VI	長期借入金	A	В	В						
VII	その他主務省令で定める業務運営に関す	る事項	Į							
	1 職員の人事に関する計画(人員及び	А	В	В		_				
	人件費の効率化に関する目標を含む。)									
	2 積立金の処分に関する事項	A	В	В						

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

- 1. 当事務及び事業に関する基本情報
- I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
- 第2-1
- 第2-2
- 第2-3

農業者年金事業

年金資産の安全かつ効率的な運用

制度の普及推進及び情報提供の充実

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報									、情報(財務	情報及び人員	に関する情報	艮)	
指標	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		(前中期目標期間最 終年度値等)												
標準処理期間内	提出された申出書等の97		98.35%	97.66%	98. 19%	98. 31%			予算額 (千円)	218, 567, 910	211, 405, 639	209, 952, 143	196, 841, 514	
処理割合	%以上													
申出書等の返戻	10%未満	前期中期5ケ年	7.7%	6.5%	8.2%	7.4%			決算額 (千円)	208, 984, 206	202, 148, 973	199, 660, 369	187, 771, 198	
率		平均 7.9%												
20歳から39	最終年度までに20%								経常費用 (千円)	151, 813, 816	150, 206, 972	129, 582, 541	127, 118, 524	
歳の基幹的農業	(各年度末被保険者割合)	(14.0%)	(16.9%)	(17.0%)	(18.5%)	(19.0%)			経常利益 (千円)	△1, 030, 191	403, 458	1, 382, 948	△1, 826, 810	
従事者に占める		〔24年度末〕	<u> </u>						行政サービス実施	123, 473, 873	117, 857, 653	111, 665, 747	105, 555, 359	
農業者年金の被	年度計画で定める増加す		目標1.1ポイ	目標1.1ポイ	目標1.1ポイ	目標0.87ポイ			コスト (千円)					
保険者の割合	べきポイント		ント	ント	ント	ント			常勤職員数	75	75	74	74	
(平成24年はセンサ			実績2.9ポイ	実績0.1ポイ	実績1.5ポイ	実績0.5ポイ			(指標)					
スデータ、25年度以			ント	ント	ント	ント			期末の常勤職員数の					
降は利用可能な直近									見込み 74人					
の統計調査データを														
基に計算)														

③証価の参考となるデータ

	計画の参与。	となるアータ (参考)	1	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		(グラグ データ把握方法等	前中期目標期間最終	20千汉	20千尺	21千尺	20千尺	23千及
			年度値等					
加	入推進特別研							
修:	会開催会場数	実績	43会場	48会場	49会場	48会場	49会場	
	事例紹介	実績	11会場	25会場	30会場	39会場	45会場	
	外部専門家	実績	2会場	5会場	19会場	20会場	30会場	
	研修効果の				研修会初参加者	同左	同左	
	測定				の農業者年金の			
		研修会参加者アンケート			必要性の認識			
					55%→83%	58%→84%	59%→85%	
加	入前の認知度	新規加入者アンケート	48%		51%	49%	49%	

注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の 金額及び人員数を記載。

中期目標期間の業務	務に係る目標、計画、業	務実績、中期目標期間	評価に付	係る自己	己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標						法人の業務実績	・自己評価	
							業務実績			自己評価
第3 国民に対して提	第2 国民に対して提供									
供するサービスそ	するサービスその他									
の他の業務の質の	の業務の質の向上に									
向上に関する事項	関する目標を達成す									
	るためとるべき措置									
1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	<主な定量的指標>	<主要な	な業務実	績>					<評定と根拠>
			農業者	者年金被伊	呆険者資格	P記録と国民年金	金被保険者記録との整	合性を図るため、毎年度	2回両記録の突合を	評定: b
	農業者年金事業の適切な	<その他の指標>	実施した	÷.						毎年度、計画どおり農業者年金と国民年金との被保
	実施を図るとともに、加入者	· 農業者年金被保険者資格	その約	吉果を踏る	まえて、7	下整合となった	被保険者(以下「不整	合者」という。) に係る	記録確認リストを該	者資格記録の突合を実施し、不整合者に対して、必要
	に対するサービス向上の観	記録と国民年金被保険者	当する全	全ての業務	务受託機関	へ送付し、必要	要な申出書等を遅滞なく	く提出するよう指導を依	頼するとともに、全	申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけた。
	点から以下の取組を実施す	記録との突合の実施。	ての当該	亥不整合者	皆に対して	基金からも届出	出書等の提出を促すたる	めの通知を送付した。		29年度においても、引き続き実施することとして
	る。	・突合の結果を踏まえた適	また、	27年度』	より、不整	合の多い国民	F金付加保険料の納付属	冨出の指導については、	加入申込書に重要事	り、中期計画における所期の目標を十分に達成すると
(1)年金給付業務の適	(1)被保険者資格の適正な	正な管理。	項の説明	の説明を行ったことの確認欄を設けて業務受託機関による加入申込者への重要事項の説明を義務付け、新加入の際に従来から行っていた納付の手続きの指導に加えて、重要事項の説明の中でも納付届出の手続き					説明を義務付け、新	込まれることから、b評定とした。
切な執行等	管理		規加入の						も納付届出の手続き	
被保険者資格の適	適切な年金給付を行う	<評価の視点>	が必要な	必要なことを説明するようにした。						(評定区分)
正な管理等を行うと	ため、農業者年金被保険	・突合を行っているか。								s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な
ともに、支給漏れ等	者資格記録を国民年金の	・その結果、不整合となっ								果がある
ともに、支給漏れ等	被保険者記録と整合さ	た被保険者等に対し、必	_	不整合者	が状況					a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が
がないよう適切な年	せ、必要な申出書等の提	要な申出書等の提出を遅					不整合者数【不	「整合者の割合】		る
金給付を行う。	出を遅滞なく行うよう働	滞なく行うよう働きかけ		年度	突合月	突合対象者	当初	6 ケ月経過後		b:取組は十分である
	きかける。	ているか。		25	5	83,405人	1,663人【1.99%】	664人【0.80%】		c:取組はやや不十分であり、改善を要する
					11	82,085人	1,423人【1.73%】	627人【0.76%】		d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
				26	5	80,964人	1,891人【2.34%】	574人【0.71%】		
					11	80,798人	1,272人【1.57%】	535人【0.66%】		
				27	5	78, 297人	1,421人【1.81%】	494人【0.63%】		
					11	77,099人	1,498人【1.94%】	464人【0.60%】		
				28	5	76,042人	1,740人【2.29%】	507人【0.67%】		
					11	75, 196人	1,211人【1.61%】	454人【0.60%】		
	(2) 年金裁定請求の勧奨	<主な定量的指標>	<主要7	な業務実	績>					<評定と根拠>
	年金の受給漏れ防止の							、待期者となっている		
	ため、農業者年金の受給		る誕生日	日の1ケ月	目前に、裁	定請求の勧奨を	文書で行う等、速やか	いな裁定請求書の提出を	働きかけた。	毎年度計画どおり裁定請求の勧奨を実施し、必要な
	権が発生する者等に対	裁定請求の勧奨。								定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけた。
	し、文書による裁定請求		l —			て書送付実績		(単位:人)		29年度においても引き続き実施することとしており
	の勧奨等を行い、必要な			年度	26年度	27年度	28年度 29年度	 		中期計画における所期の目標を十分に達成すると見
	裁定請求書の提出を遅滞	農業者年金の受給権が発		4, 819	7, 230	8, 149	7, 419 1, 46	29, 081		まれることから、b評定とした。

	なく行うよう働きかけ	生する者等に対して裁定請	注:29年度に	は4~6月実績	績。				1
	る。	 求の勧奨を行い、裁定請求							(評定区分)
		 書の提出を働きかけている	 また、65歳を	:超えても裁算	定請求しない者に対	しても勧奨文書を送ん	付し、裁定請求書の	提出を働きかけた。	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
		か。							果がある
			 65歳超で裁定	≦請求を行っ`	ていない者への勧奨	文書送付実績(単位	: 人)		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
			25年度	26年度	27年度 28年月	度 29年度	計		った
			758	755	1, 374	923 707	4, 517		b:取組は十分である
					'	1			c:取組はやや不十分であり、改善を要する
									d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(2) 手続の迅速化等	(3) 申出書等の迅速な処理	<主な定量的指標>	<主要な業務算	ミ績 >					<評定と根拠>
農業者年金の被	孫保 ① 提出された申出書	標準処理期間内処理割	平成25年度以	降、いずれの	年度においても提出	された申出書等の処	理について、その97′	%以上を標準処理期	頭 評定: b
険者の資格に関	ま 等については、迅速	合。	間内に処理する	という目標を	達成した。また、申	出書等の処理状況の	調査結果は年2回(9月及び3月) ホ-	毎年度、申出書等の標準処理期間内での処理割合は、
る決定並びに年	金 に処理を行い、その9		ムページで公表	した。					目標の97%以上を達成するとともに、結果を計画どおり
給付及び死亡一	時 7%以上を標準処理	<その他の指標>	なお、標準処理	関制間内に処理	理できなかったもの	については、該当農業	業協同組合・農業委	員会へ聴き取りを行	年2回公表した。
金に係る受給権	期間内に処理するこ	申出書等の処理状況の調	うとともに指導	を行った。主	な原因としては、申	出書等の記入漏れ等の	の整備に時間を要し	たこと、添付書類の	29年度においても、引き続き提出された申出書等につ
裁定等の事務を	迅 ととし、その結果に	査結果の公表。	準備及び記入内	容の確認に時	間を要したこと等と	なっていた。			いて迅速に処理することとしており、中期計画における
速に処理するため	ついて、毎年度9月								所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b
各申出書等ごと	に 及び3月の2回公表	<評価の視点>	標準処理期間	内の処理割合			評定とした。		
定めている標準	如する。	· 標準処理期間内処理割合		標準処理期間				達成率度合	
理期間内に処理	! &	が97%以上となっている			処理件数	内の処理件数	(割合:%)	(%)	(評定区分)
行う。また、その	処	か。	25年度	8月	2, 173	2, 130	(98. 02)	101.05	s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
理状況について、	毎	・処理状況の調査結果を公		2月	2, 922	2, 881	(98. 60)	101.65	a : 数値の達成度合が120%以上
年度、定期的に公	表	表しているか。	26年度	8月	3,770	3, 706	(98. 30)	101. 34	b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
する。				2月	4, 804	4, 668	(97. 16)	100. 16	c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
			27年度	8月	3, 438	3, 377	(98. 23)	101. 27	d : 数値の達成度合が80%未満
				2月	4, 335	4, 255	(98. 15)	101. 19	
			28年度	8月	3, 248	3, 181	(97. 94)	100. 97	
				2月	4, 483	4, 419	(98. 57)	101. 62	
			計	•	29, 173	28, 617	(98. 09)	101. 12	
(3)加入申込手続に	2 申出書等の標準処	<主な定量的指標>	<主要な業務算	ミ績 >					<評定と根拠>
する標準処理期間	の 理期間については、		新たな農業者	年金記録管理	ピシステムは平成26 ^年	F2月より本格運用を	と開始し、以下のと:	おり標準処理期間を	評定: b
短縮化	平成26年度当初の農	<その他の指標>	見直し、短縮化	した。					平成25年度に新たな農業者年金記録管理システムの
加入申込みや裁	定業者年金記録管理シ	標準処理期間の短縮。	• 加	入申込書	60日以内 → 30	日以内			運用開始に合わせて標準処理期間を見直し、計画どおり
請求等の標準処理	!期 ステムの運用開始に		• 年	金裁定請求書	90日以内 → 60)日以内			短縮化した。
間については、平成	成2 合わせ、加入申込み	<評価の視点>	また、25年度以	以降、毎年度、	、返戻件数が減少す	るように業務受託機関	関に指導を行った結	果、28年度までいる	また、毎年度、標準処理期間内での処理は目標を達成
6年度からの新た	な にあっては30日に、	・標準処理期間の見直しを	れの年度におい	ても、100%に	近いレベルでの標準	処理期間内処理を行い	い、年度計画の返戻	率10%未満の目標を	するとともに、返戻率10%未満の目標も達成した。
農業者年金記録管	年金裁定請求にあっ	行ったか。	達成した。						29年度においても、業務受託機関への指導と併せて適
システムの運用開	始 っては60日とする見	申出書等の返戻防止に取							切な事務処理を実施することとしており、中期計画にお
に合わせ、加入申	込 直しを行うととも	り知しでいてか	1						ける所期の目標を十分に達成すると見込まれることか

みにあっては30日	に、標準処理期間内		申出書等の返	戻状況	(単	位:件、%)		ら、b評定とした。
に、年金裁定請求に	であっても各申出書		年度	受付件数	返戻件数	返戻率		
あっては60日になる	等はできるだけ迅速		25年度	12, 441	953	7. 7		(評定区分)
よう見直しを行うと	な処理を行う。		26年度	11, 854	781	6.6		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
ともに、標準処理期	③ 返戻防止の取組に		27年度	13, 198	1, 087	8. 2		果がある
間内であっても各申	ついても引き続き適		28年度	10, 687	789	7. 4		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
出書等はできるだけ	切に実施し、常に利		29年度	-	_	_		る
速やかに処理する。	用者の立場に立った		計	48, 180	3, 610	7. 5		b:取組は十分である
また、引き続き、	サービスの向上を図		*前回の中期	計画5カ年の平均=7.9	1%			c:取組はやや不十分であり、改善を要する
申出書等の返戻防止	る。							d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
にも取り組む。								
	(参考:標準処理期間)							
	平成25年度							
	・加入申出書							
	60日以内							
	• 年金裁定請求書							
	90日以内							
	平成26年度以降 (新システム							
	運用開始後)							
	・加入申出書							
	30日以内							
	• 年金裁定請求書							
	60日以内							
年金資産の安全か	2 年金資産の安全かつ							
	効率的な運用							
つ効率的が運田		1						
		< 主か定量的指標>	<主亜か業務宝線	吉 >				<証定と根拠>
1) 年金資産の運用に	(1) 年金資産の管理・運用		<主要な業務実統 1 主務大臣の認	•	つ効率的に年金管	§産の運用・管理	またでは、またいの「年会給付等準備会	<評定と根拠>
1) 年金資産の運用については、受給開始	(1) 年金資産の管理・運用 については、法令の規定		1 主務大臣の認	可を得て定めた安全か			!を行うための「年金給付等準備金 ①被保険者ポートフォリオ ②受	評定:a
(1) 年金資産の運用に ついては、受給開始 時までの運用結果が	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等	<その他の指標>	1 主務大臣の認 運用の基本方針	・ 可を得て定めた安全か 」(以下「基本方針」と	こいう。)に基づき	、年金資産を、	①被保険者ポートフォリオ、②受	評定:a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基へ
1) 年金資産の運用に ついては、受給開始 時までの運用結果が 新規裁定者の年金額	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に	< その他の指標 > ・ 安全かつ効率的な管理・	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ	・ 可を得て定めた安全か 」(以下「基本方針」と ォリオ、③被保険者危	いう。)に基づき 険準備金ポートフ	な、年金資産を、 フォリオ、④受給	①被保険者ポートフォリオ、②受 権者危険準備金ポートフォリオに	評定:a
1) 年金資産の運用に ついては、受給開始 時までの運用結果が 新規裁定者の年金額 に直接反映されるた	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に	< その他の指標 > ・ 安全かつ効率的な管理・ 運用。	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全	いう。)に基づき 険準備金ポートフ	な、年金資産を、 フォリオ、④受給	①被保険者ポートフォリオ、②受 権者危険準備金ポートフォリオに	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。
1) 年金資産の運用に ついては、受給開始 時までの運用結果が 新規裁定者の年金額 に直接反映されるた め、安全かつ効率的	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に	< その他の指標> ・ 安全かつ効率的な管理・ 運用。 ・ 運用状況及び運用結果の	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 さ者ポートフォリオ	という。)に基づき 険準備金ポートフ ての遵守事項を過	、年金資産を、 7オリオ、④受給 尊守した運用を行	①被保険者ポートフォリオ、②受権者危険準備金ポートフォリオに 「った。	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、
1) 年金資産の運用に ついては、受給開始 時までの運用結果が 新規裁定者の年金額 に直接反映されるた め、安全かつ効率的 に行うとともに、基	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に 行う。	< その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・ 運用。 ・運用状況及び運用結果の 評価・分析。	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険 基本方	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 さ者ポートフォリオ で針を遵守し、国内債券	という。)に基づき 険準備金ポートフ ての遵守事項を過	、年金資産を、 7オリオ、④受給 尊守した運用を行	①被保険者ポートフォリオ、②受 権者危険準備金ポートフォリオに	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金
1) 年金資産の運用に ついては、受給開始 時までの運用結果が 新規裁定者の年金額 に直接反映されるた め、安全かつ効率的 に行うとともに、基 本となる年金資産の	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に 行う。 (2)外部の有識者等で構成	< その他の指標 > ・ 安全かつ効率的な管理・ 運用。 ・ 運用状況及び運用結果の 評価・分析。 ・ 年金資産の構成割合の検	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険 基本力 (2) 受給権	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 さ者ポートフォリオ ご針を遵守し、国内債券	にいう。)に基づき 険準備金ポートフ ての遵守事項を選 、国内株式、外国	、年金資産を、 フォリオ、④受給 尊守した運用を行 関債券、外国株式	①被保険者ポートフォリオ、②受権者危険準備金ポートフォリオに 行った。 及び短期資産による運用を行った。	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金資産構成割合についての検証を行った。特に27年
1)年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合について	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に 行う。 (2)外部の有識者等で構成 された資金運用委員会に	< その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・ 運用。 ・運用状況及び運用結果の 評価・分析。 ・年金資産の構成割合の検 証と必要に応じた見直	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険 基本方 (2) 受給権	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 き者ポートフォリオ が針を遵守し、国内債券 者ポートフォリオ	にいう。) に基づき 険準備金ポートフ ての遵守事項を選 、国内株式、外国 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	、年金資産を、 フォリオ、④受給 尊守した運用を行 関債券、外国株式	①被保険者ポートフォリオ、②受権者危険準備金ポートフォリオに 行った。 及び短期資産による運用を行った。	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金資産構成割合についての検証を行った。特に27年4月から資金運用委員会を外部専門家のみの構成
1)年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接を全かるを全なるをとともにったったとともなる年金資産の構成割合につ変化には、諸条件の変化に	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に 行う。 (2)外部の有識者等で構成 された資金運用委員会に おいて、運用状況及び運	< その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険 基本方 (2) 受給権 基本方 (3) 被保険	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 き者ポートフォリオ が針を遵守し、国内債券 さ者ポートフォリオ が針を遵守し、国内債券 では基づき、国内債券	にいう。)に基づき 険準備金ポートラ ての遵守事項を選 、国内株式、外国 株及び短期資産に フォリオ	、年金資産を、 フォリオ、④受給 遵守した運用を行 遺債券、外国株式 よる運用を行った	①被保険者ポートフォリオ、②受権者危険準備金ポートフォリオに 行った。 及び短期資産による運用を行った。	評定:a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金資産構成割合についての検証を行った。特に27年4月から資金運用委員会を外部専門家のみの構成に一新したことで、より専門的、客観的な評価・
時までの運用結果が 新規裁定者の年金額 に直接反映されるため、に行うとともに、 本となる年金資に、 本となる年金資に は、諸条件の変化に 照らした妥当性の検	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に 行う。 (2)外部の有識者等で構成 された資金運用委員会に おいて、運用状況及び運 用結果の評価・分析等を	< その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険 基本方 (2) 受給権 基本方 (3) 被保険	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 さ者ポートフォリオ が針を遵守し、国内債券 さ者ポートフォリオ が針に基づき、国内債券 き者危険準備金ポートで が針に基づき、短期資産	にいう。)に基づき 険準備金ポートラ ての遵守事項を選 、国内株式、外国 を及び短期資産に フォリオ 産による運用を行	、年金資産を、 フォリオ、④受給 遵守した運用を行 遺債券、外国株式 よる運用を行った	①被保険者ポートフォリオ、②受権者危険準備金ポートフォリオに 行った。 及び短期資産による運用を行った。	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金資産構成割合についての検証を行った。特に27年4月から資金運用委員会を外部専門家のみの構成
1)年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、行うとともに行うとともに資産の構成割合については、諸条件の変化に	(1)年金資産の管理・運用 については、法令の規定 により定める年金給付等 準備金運用の基本方針に 基づき安全かつ効率的に 行う。 (2)外部の有識者等で構成 された資金運用委員会に おいて、運用状況及び運 用結果の評価・分析等を	< その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。	1 主務大臣の認 運用の基本方針 給権者ポートフ 区分し、毎年度 (1) 被保険 基本力 (2) 受給権 基本力 (3) 被保険 基本力 (4) 受給権	可を得て定めた安全か」(以下「基本方針」と オリオ、③被保険者危 、基本方針に定めた全 き者ポートフォリオ が針を遵守し、国内債券 さ者ポートフォリオ が針を遵守し、国内債券 では基づき、国内債券	にいう。)に基づき 険準備金ポートフ ての遵守事項を選 、国内株式、外国 を及び短期資産に フォリオ でによる運用を行 フォリオ	、年金資産を、 7ォリオ、④受給 遵守した運用を行 関債券、外国株式 よる運用を行った。	①被保険者ポートフォリオ、②受権者危険準備金ポートフォリオに 行った。 及び短期資産による運用を行った。	評定: a 1 毎年度、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 2 毎年度、資金運用委員会を計画どおり開催して、運用状況及び運用結果の評価・分析等並びに年金資産構成割合についての検証を行った。特に27年4月から資金運用委員会を外部専門家のみの構成に一新したことで、より専門的、客観的な評価・

ついては、毎年度、資金しているか。 を行うとともに、必要に 応じて見直しを行う。

- 運用委員会において検証 ・資金運用委員会で運用状 況及び運用結果の評価・ 分析等を行っているか。
 - 資金運用委員会で年金資 産の構成割合を検証し、 必要に応じ見直しを行っ ているか。

ポートフォリオごとの各年度の期末における運用残高は下表のとおりである。

各年度末の残高

(単位:億円)

区	分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者ポートファ	ナリオ	1, 975	2, 154	2, 124	2, 206	-
	うち自家運用	612	652	665	674	_
	うち外部運用	1, 363	1, 503	1, 459	1,532	_
受給権者ポートファ	ナリオ	277	389	533	623	-
被保険者危険準備会	をポートフォリオ	43	60	81	79	_
受給権者危険準備金	企ポートフォリオ	12	14	18	20	-

2 また、本中期計画期間においては、日銀による平成25年4月の量的・質的金融緩和政策の導入、26年10 月の追加の金融緩和政策及び28年1月のマイナス金利政策導入等の影響により長期金利の急速な低下が起 き、運用環境は計画策定時の想定とは大きく異なるものとなった。

さらに、内閣官房に設置された「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会 議」が25年11月に取りまとめた報告書(以下、「有識者会議報告書」という。)を踏まえ、GPIF等において は、資産運用の考え方を変化させ、株式比率を増やしたリスクを取る運用へのシフトが見られた。

このような、当初計画時に想定していなかったような運用環境等の変化が起こる中で、基金は、常に迅 速な対応策を模索し、また、必要に応じて基本方針の見直しも視野に入れた検討を重ね、安全かつ効率的 な運用が行えるよう努めてきた。

- (1) 25年11月付けの「有識者会議報告書」において、「国内債券を中心とするポートフォリオの見直し」 等が提言されたことを踏まえ、基金においても、年金資産の構成割合について、外部専門家を交えた 資金運用委員会において検討を行い、その結果、基金は確定拠出型の年金制度として加入者の意向を 尊重する必要があることから、資金運用に保守的な加入者の意向を踏まえ、リスクの低いポートフォ リオを維持することが望ましいとの結論を得た。
- (2) 28年1月以降は、日銀によるマイナス金利導入により、長期金利がマイナスとなるなど、急速に マイナス金利が進行し、満期保有目的で残存10年の債券を保有している自家運用では、国内債券での 運用が困難になるという想定外の事態に直面した。このため、被保険者ポートフォリオの自家運用に おいて、マイナス利回り債券の購入による損失の回避を目的として、従来の国債、政府保証債に加え、 地方債を購入対象に含めることとし、実際に28年5月及び9月に地方債を購入した。また、購入対象 の国内債券がすべてマイナス利回りとなった場合は、自家運用では購入せず、外部運用の追投財源と することができるよう、運用についての内規を改正し、実際に28年7月に外部運用の追投財源とした。 この5月、7月、9月の対応により、損失約800万円(基金による推計)を回避できたと考えられる。

受給権者ポートフォリオについては、国内債券の運用で予定利率(農林水産省告示)に相当する利 回りを確保することが困難となり、年金財政の悪化が懸念されるという想定外の事態に直面した。こ のため、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、28年6月に農林水産省 へ届出を行った上で、暫定的措置として、マイナス利回りの債券を購入せず、短期資産を活用する運 用を行った。これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失約0.4億円(基金によ る推計)を回避できたと考えられる。(29年3月末時点)

また、29年4月には、受給権者ポートフォリオについて、年金財政へ寄与させるため、年度内に償 還を迎える国内債券を償還前に売却したところであり、これにより償還まで持ち切った場合と比べ、

て迅速に対応策を模索し、安全かつ効率的な運用が 行えるよう努めた。

特に、想定以上に急速にマイナス金利が進行する という運用環境の悪化に迅速に対応し、被保険者ポ ートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれ ぞれについて、基本方針に抵触しない範囲で採り得 る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各 ポートフォリオ合わせて約0.5億円程度の損失(基 金による推計)を回避することができた。(29年3 月末時点)

4 資産運用についてパンフレット同封等の工夫を 凝らして加入者アンケートを実施し、過去の同様の アンケート調査よりも多くの加入者から回答を得 て、アンケート結果を30年度から採用する年金資産 の構成割合(政策アセットミクス)の検討の際の参 考として活用できている。

29年度においても、上記1~3の取り組みを継続 することとしており、中期計画における所期の目標 を上回る成果を達成すると見込まれることから、a 評定とした。

- s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成 果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

約100万円の利益を得た。

3 資金運用委員会を毎年度6月に開催し、前年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析等を行った。資金運用委員会については、26年度までは、外部専門家と有識者のほか、基金の役員もメンバーに含む構成であったが、ガバナンスの一層の強化を図るため、27年4月より、資金運用に関する専門的知見を豊富に有する外部専門家のみの構成に一新し、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させた。これにより、27年度以降は、運用状況、運用結果に対する評価・分析等についても、より専門的、客観的に行われ、26年度及び27年度の基金の運用については、妥当であるとの意見をいただいた。

また、26年度においては27年3月に、27年度においては28年1月に、28年度においては29年2月に第2回 目の資金運用委員会を開催し、資金運用の諸課題についても検討を行った。

29年度においても、29年6月に、28年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。また、この他に3回程度開催し、次期政策アセットミクスの策定に向けた諸課題等について検討を行う予定としている。

4 政策アセットミクスについては、毎年度6月の資金運用委員会において検証し、見直す必要はないとの結論を得た。

上記3のとおり、資金運用委員会は、27年4月より外部専門家のみの構成に一新させており、政策アセットミクスの検証についても、27年度以降は、検証方法が議論されるなど、より専門的、客観的に行われたが、現行の政策アセットミクスはリスクが低く効率的であると認められることから見直す必要はないとされた。

29年度においても、6月の資金運用委員会において検証を行い、見直す必要はないとの結論を得た。

5 26年2月に金融庁設置の有識者会議が公表した「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワード シップコード》」 を受け、基金は、公的年金を預かる機関投資家として、投資先企業の企業価値の向上や 持続的成長を促すことにより、加入者である農業者に対する中長期的な投資リターンの拡大に資するよう 投資家責任を果たすことを目的として、これを受け入れることを表明し、26年9月に「スチュワードシッ プ責任を果たすための方針」を策定・公表した。

また、本方針に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、26年 7 月~27年 6 月までの実施状況を27年11 月に、27年 7 月~28年 6 月までの実施状況を28年11月にホームページで公表した。

6 資産運用についての加入者の意見、意向を把握し、今後の資産運用業務や年金資産の構成割合(政策アセットミクス)の検討の際の参考とするため、19年6月の前回アンケート後、約10年ぶりに加入者を対象としたアンケート調査を28年11月に実施し、その結果概要を29年3月にホームページで公表した。

アンケート項目については、資金運用委員会で意見を得ながら検討し、前回のアンケート項目に加えて、 想定運用期間 (タイムホライズン) の考え方やグローバル株式導入への考え方といった新たな項目を盛り 込み、より今後の資産運用業務や年金資産の構成割合 (政策アセットミクス) の検討の際に参考となるも のとなった。

また、過去のアンケート調査では、回収率が10.0%(17年度)、13.0%(19年度)であったが、本アンケート調査では以下の工夫を行ったことにより、回収率が20.1%に向上し、より多くの加入者の意見、意向を把握することができた。

・ 資金運用について専門的知識がない加入者の方でも抵抗感なくアンケートに回答していただけるよう、

			リスクとリターンの関係や、運用対象資産ごとのリスク・リターンなど、 にしていただきたい事項を掲載したパンフレットを同封した。 ・ 過去には、6月末に加入者に送付する付利通知に同封して実施していた 可能性が多いと考えられることから、本アンケート調査は、アンケート	たが、同封物として見落とされる	
	(4)年金資産の構成割合、	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		<評定と根拠>
	運用成績等については、		 毎年度、6月、8月、11月及び2月に四半期ごとの年金資産の構成割合、	運用成績等について、それぞれ	評定: b
	四半期ごとにホームペー	<その他の指標>	ホームページで公表した。		毎年度、計画どおり年金資産の構成割合、運用成績等
	ジで情報を公表するとと	年金資産の構成割合、運	平成29年度においても、6月にホームページで公表しており、8月、11月及	び2月にもホームページで公表	についてホームページで公表し、また、加入者及び待期
	もに、加入者に対して、	用成績等の公表。	予定。		者に対して、運用結果を通知した。
	毎年6月末日までにその	・加入者に対する運用結果	また、毎年度、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る前年度末	現在の保険料納付額及びその運	29年度においても、引き続き実施することとしてお
	前年度末現在で評価した	の通知。	 用収入等の額を6月末日までに通知し、併せて、通知の趣旨、内容等につい	てホームページに掲載した。	り、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見
	個々の加入者に係る運用		29年度においても、6月に通知等を行った。		込まれることから、b評定とした。
	結果を通知する。	<評価の視点>			
		年金資産の構成割合、運			(評定区分)
		用成績等について四半期			s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
		ごとに公表しているか。			果がある
		・加入者に対し、運用結果			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
		を通知しているか。			వ
					b:取組は十分である
					c:取組はやや不十分であり、改善を要する
					d: 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(2) 年金資産の運用	に (5) 年金資産の運用に係る	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		<評定と根拠>
係るガバナンス強	化 ガバナンス強化の一環と		1 外部運用を委託する運用受託機関名については、毎年度6月に、前年度の)運用成績等の公表に併せ、ホー	評定:a
の一環として、透	明して、透明性の向上を図	<その他の指標>	ムページで公表した。		毎年度、外部運用を委託する運用受託機関名を公表す
性の向上を図る	た るため、平成25年度から	外部運用を委託する運用	平成29年度においても、6月に公表した。		るとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程(平
め、外部運用を委	託 外部運用を委託する運用	受託機関名の公表。			成26年度以前は運営内規)及び議事内容を公表した。
する運用受託機関	名 受託機関名を公表すると	資金運用委員会の委員名	2 資金運用委員会については、26年度までは基本方針を設置根拠とし、設置	畳内規に基づき運営していたが、	29年度においても、引き続き実施することとしてい
を公表するとと	も ともに、資金運用委員会	簿、運営規程及び議事内	他の公的年金機関におけるガバナンスの強化に平仄を合わせるとともに、	ガバナンスの一層の強化を図る	る。
に、資金運用委員	会の委員名簿、設置内規及	容の公表。	こととし、このために必要な措置として、業務方法書本則に委員会設置と	その目的を規定し、位置づけを	加えて、資金運用委員会について、業務実績の記載の
の委員名簿、設置	内 び議事内容を公表する。		明確化した(27年4月1日施行)。		とおり、27年度より、位置づけを明確化するとともに、
規及び議事内容を	公	<評価の視点>	同時に、委員についても、資金運用に関する専門的知見を豊富に有するタ	卜 部専門家のみの構成に一新し、	委員を外部専門家のみの構成に一新することで、資金運
表する。		外部運用を委託する運用	年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させるこ	ととし、従前の設置内規を廃止	用の透明性を向上させ、ガバナンスの一層の強化が図ら
		受託機関名を公表し、資金	し、業務方法書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を27年4月1日	に制定した。	れた。
		運用委員会の委員名簿、運	業務方法書に基づく新たな資金運用委員会では、専門的なテーマについ	て掘り下げた議論を進めること	これらのことから、中期目標における所期の目標を上
		営規程及び議事内容を公表	とし、以下のような専門的なテーマについて議論を深めた。		回る成果を達成すると見込まれることから、a 評定とし
		しているか。			た。
			テーマ	委員会開催時期	
				27年6月、28年1月	(評定区分)
			「マイナス金利環境下における受給権者ポートフォリオの運用」	28年6月	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成

			「加入者アンケートの問の立て方」	28年6月	果がある
			「昨今の金融情勢を踏まえた次期政策アセットミクスの検討課題」	29年2月	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
			「昨今の金融情勢を踏まえた次期政策アセットミクスの検討課題」 29年度においても、第1回を6月19日に開催し、「運用受託機関等のでおり、また、今後も3回程度開催し、次期政策アセットミクス策定に論を行う予定としている。 3 委員名簿については、25年度は8月に、26年度については3月に、された後の名簿について、27年度は4月及び6月に最新の内容をホー引き続きホームページに掲載した。 29年度は5月16日に委員の追加があり、同日、追加後の最新の名簿をの変更や肩書き等の修正があれば更新し、最新の内容を掲載していくまる。 4 設置内規については、25年度は8月に、26年度については3月にホーり、(27年4月1日に制定した)業務方法書に基づく新たな資金運用委月にホームページで公表した。 28年度も引き続きホームページに掲載している。 29年度においても、最新の内容を掲載していく予定。	の選定方針」等について議論を行 こ向けた諸課題等について専門的 また、外部専門家のみの構成に ムページで公表しており、28年 公表している。今後も引き続き 予定。	る b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する新
3 制度の普及推進及 び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情 報提供の充実		5 議事内容についても、毎年度委員会開催後にホームページで公表して 29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー		
		<主な定量的指標>			<評定と根拠>
び情報提供の充実	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定		29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー		<評定と根拠> 評定: b
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農		29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー <主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み	ージで公表予定。	評定: b
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、 農業者の老後生活の	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー <主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業	評定: b 業従 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー <主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み 平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにつ	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 :明記し、加入推進に取り組んた	評定: b 業従 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー <主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み 平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにつ 事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 :明記し、加入推進に取り組んた	評定: b
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とする	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー <主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み 平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントに 事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを 26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けて	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 ・明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とする 政策年金であるとい	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペー <主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み 平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにて 事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを 26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてま として年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン 329年度の加入者累計を13万人。	評定: b 無従 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明ま とす し加入促進に取り組んだ。
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とする 政策年金であるとい う性質を踏まえ、政策	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点>	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントに主事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるる目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度)	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン 329年度の加入者累計を13万人。	評定: b 無従 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明証 とす し加入促進に取り組んだ。
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とする 政策年金であるとい う性質を踏まえ、政策 支援の対象となり得	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントに事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるる目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度) したいう。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン 329年度の加入者累計を13万人。	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明証 し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動 を展開した。
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とする 政策年金であるとい う性質を踏まえ、政策 支援の対象となり得 る若い農業者の加入	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め る農業者年金の被保険者	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントに事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるる目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度) したいう。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン 329年度の加入者累計を13万人。	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する。 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記 し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動 を展開した。 以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険
び情報提供の充実 (1)農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定と福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とと う性質を踏まえ、政策 支援の対象となり得 る若い農業者の加入 の拡大に向けた目標 を設定する。	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め る農業者年金の被保険者 の割合を、中期目標期間	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにで事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるる目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度動」という。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン る29年度の加入者累計を13万人。 度~27年度)(以下、「前期3カ4	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記 し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動 を展開した。 以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険 者割合を20%に拡大するため毎年度均等に増加させ
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安定とともに、農業者 の確保を目的ると 政策年金であるとい う性質を踏まえ、政策 支援の対象となり得 る若、としまする の対象となり得 る若、とい のは、20歳か	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め る農業者年金の被保険者 の割合を、中期目標期間 中に現在の13%から20%	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が29年度末までに20%に拡	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績> 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにで事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるる目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度動」という。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。 2 第3期中期目標期間における後期2ヵ年の取組み28年度以降の加入推進目標については、20歳から39歳の基幹的農業の	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン 329年度の加入者累計を13万人。 度~27年度)(以下、「前期3カ年	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記 し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動 を展開した。 以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険 者割合を20%に拡大するため毎年度均等に増加させ ていく場合に同時点で到達すべき割合である18.8%
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安とと福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とという性質を踏まえ、政策 支援の対象となり得る若い農業者の拡大に向けた目標 を設定する。 具体的には、20歳から39歳までの基幹的	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め る農業者年金の被保険者 の割合を、中期目標期間 中に現在の13%から20% に拡大することを加入推	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が29年度末までに20%に拡	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績 > 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにで事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるも目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度動」という。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。 2 第3期中期目標期間における後期2ヵ年の取組み28年度以降の加入推進目標については、20歳から39歳の基幹的農業後等を踏まえ、28年度計画では、同割合を28年度末に18.8%に増加させる。	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン 329年度の加入者累計を13万人。 度~27年度)(以下、「前期3カ年	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する。 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大する という加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成 に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記 し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動を展開した。 以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険 者割合を20%に拡大するため毎年度均等に増加させていく場合に同時点で到達すべき割合である18.8% を上回っている。
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、農業者年金制度が、農業者の者を後生活のをとといる。とという。というないのというというのは、20歳から39歳まずの。という。39歳まずの。農業従事者のうち農業にある。	報提供の充実 (1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め る農業者年金の被保険者 の割合を、中期目標期間 中に現在の13%から20% に拡大することを加入推 進の目標とする。	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が29年度末までに20%に拡大しているか。	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績> 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 ・明記し、加入推進に取り組んた 増加すべきポイントを1.1ポイン る29年度の加入者累計を13万人。 度~27年度)(以下、「前期3カ4	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する。 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大するという加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動を展開した。 以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険者割合を20%に拡大するため毎年度均等に増加させていく場合に同時点で到達すべき割合である18.8%を上回っている。 また、28年度は例年新規加入者数が多数に上る道界
び情報提供の充実 (1) 農業者年金制度が、 農業者の老後生活の 安とと福祉の向上を 図るとともに、農業者 の確保を目的とという性質を踏まえ、政策 支援の対象となり得る若い農業者の拡大に向けた目標 を設定する。 具体的には、20歳から39歳までの基幹的	報提供の充実 (1)加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農 業者の老後生活の安定と 福祉の向上を図るととも に、農業者の確保に資す ることを目的とする政策 年金であることを踏ま え、20歳から39歳までの 基幹的農業従事者に占め る農業者年金の被保険者 の割合を、中期目標期間 中に現在の13%から20% に拡大することを加入推	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 <その他の指標> <評価の視点> ・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が29年度末までに20%に拡大しているか。	29年度においても同様に、委員会開催の都度、議事内容をホームペースを主要な業務実績 > 1 第3期中期目標期間における前期3ヵ年の取組み平成25年度計画において、目標達成に向けて増加すべきポイントにで事者に占める被保険者割合を25年度末に1.1ポイント増加させることを26年度以降も毎年度、目標の達成状況を検討し、目標達成に向けてとして年度計画で設定し加入推進に取り組んだ。この他、基金と関係団体との間で協議し、中期目標の最終年度であるも目標を設定し、「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」(25年度動」という。)に関係団体と連携して加入推進に取り組んだ。 2 第3期中期目標期間における後期2ヵ年の取組み28年度以降の加入推進目標については、20歳から39歳の基幹的農業後等を踏まえ、28年度計画では、同割合を28年度末に18.8%に増加させる。	ージで公表予定。 ついて20歳から39歳の基幹的農業 明記し、加入推進に取り組んた増加すべきポイントを1.1ポイン る29年度の加入者累計を13万人。 度~27年度)(以下、「前期3カ年 を3本では、増加すべきポイントを000000000000000000000000000000000000	評定: b 毎年度、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する。 被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大するという加入推進の目標の達成状況を検証し、目標達成に向けて増加すべきポイント(%)を年度計画に明記し加入促進に取り組んだ。 さらに、関係団体と連携して目標達成のための運動を展開した。 以上の取組の結果、28年度末時点で、上記の被保険者割合を20%に拡大するため毎年度均等に増加させていく場合に同時点で到達すべき割合である18.8%を上回っている。 また、28年度は例年新規加入者数が多数に上る道界

でに20%まで拡大する。(20%は同年齢階層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)
(2) 加入推進活動の経 が大性を が大きないですいいです。 が大きないですいいです。 が大きないですが、のですが、のですが、のですが、のですが、のですが、のでは、のが、のでは、のが、のでは、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、

た上で、目標達成に向け て増加すべきポイント (%) を年度計画に明記 し加入推進に取り組む。

なお、基幹的農業従事 者数については、2015年 農林業センサスによる数 値が明らかとなった場合 には、当該センサスの数 値を用いることとする。

入者累計13万人に向けて後期2ヵ年強化運動」を決定し、連携して加入推進に取り組んだ。

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中期計画の							
目標	被保険者割合(%)	13 —					2 0
各年度均等		14.0	15. 2	16. 4	17.6	18.8	20
に増加させ	被保険者割合(%)	(14.4)	(15. 5)	(16.6)	(17.7)	(18.8)	(20.0)
る場合	増加すべきポイント	_	1.2	1.2	1.2	1.2	1. 2
年度計画	増加すべきポイント	_	1.1	1.1	1. 1	0.87	ĺ
実 績	被保険者割合(%)	14.0	16. 9	17.0	18.5	19.0	
						(見込み)	
	増加ポイント	_	2.9	0.1	1.5	0.5	
						(見込み)	

注:28年度の実績(見込み)は、28年度末の被保険者数を平成29年農業構造動熊調査(29年6月公表 予定)の基幹的農業従事者数の推計値で除して算出している。

比135%) している状況にあり、29年度中に引き続き 加入推進に取り組むことによって、29年度末に同割合 を20%まで拡大するという中期計画における所期の 目標を達成すると見込まれることから、b評定とし

(評定区分)

s:数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある

a:数値の達成度合が120%以上

b:数値の達成度合が100%以上120%未満

c:数値の達成度合が80%以上100%未満

d:数値の達成度合が80%未満

賃活動の経 (2)加入推進取組方針に基 <主な定量的指標>

づく加入推進活動の実施

成に向け、業務受託機・加入推進取組方針の策定 関が加入推進に取り

針を策定し、政策支援 から39歳までの認定 農業者等に重点的に 加入を勧めることを 明確化する。

② 都道府県段階の業務 受託機関においては、 新規就農者等が参加 策支援等の制度の説 明を行い、適切な働き かけを行う。

て、毎年度、効果的な 加入推進を図る観点

① 上記(1)の目標達 < その他の指標>

- と徹底。
- への加入を始め、20歳 ・新規加入者に係るデータ の収集・分析及び効果検 証。

<評価の視点>

- 若い農業者を重点とする っているか。
- 機関が新規就農者等にリ 等を行い働きかけをして いるか。

<主要な業務実績>

1 毎年度、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした「農業者年金の加入推進取組 方針」を策定し、年度当初に業務受託機関あてに発出した。

また、毎年度当初の業務受託機関の担当者を対象とする会議等において、当該取組方針について説明を行し①加入推進取組方針を策定し、その徹底を図っている。 い、10月以降に開催するブロック会議においては上半期の加入実績を踏まえ、下半期の取組について協議 ②新規就農者が集まる機会に働きかけを行っている。 組むに当たっての方 · 新規就農者等への働きか することにより取組の徹底を図った。

> 加入推進取組方針を作成 2 毎年度、都道府県段階の業務受託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同 し、その周知・徹底を図│ 組合の青年部組織の会合及び就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの 配布、説明等を行い、働きかけを行った。

する会合において、政 |・都道府県段階の業務受託 | また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。 さらに、農林水産省が設置・配信している青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」及び「農業担い ーフレットの配布、説明 手メールマガジン」で、青年新規就農者や認定農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を行った。

③ これらの取組につい → 新規加入者に係る基礎デ 3 毎年度、新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、制度を知 一タの収集・分析を行 っていて加入しなかった理由、加入の決め手等の把握を行った。また、業務受託機関の実績報告を分析し、 い、効果検証をしている 戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果について検証を行った。

<評定と根拠>

評定:b

毎年度、

③効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのア ンケート調査とともに、業務受託機関からの実績報告 を基に種々の効果検証も行っている。

29年度においても取組を継続することとしており、中 期計画における所期の目標を十分に達成すると見込ま れることから、b評定とした。

- s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
- a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ ろ
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

	進部長等を対 同研修会で農家自身ファイナ	道府県段階の受託機関と 象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	、全国各地で加入推進活動のリーダーとな 度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較 推活動の活発化を図るため研修会の充実	るよう、	① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場 を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
<その他の指標> 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	 毎年度、都道 進部長等を対 同研修会で ・農家自身 ・ファイナ を行う会場を 	道府県段階の受託機関と 象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較	るよう、	評定: b ① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
<その他の指標> 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	 毎年度、都道 進部長等を対 同研修会で ・農家自身 ・ファイナ を行う会場を 	道府県段階の受託機関と 象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較	るよう、	評定: b ① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
<その他の指標> 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	 毎年度、都道 進部長等を対 同研修会で ・農家自身 ・ファイナ を行う会場を 	道府県段階の受託機関と 象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較	るよう、	評定: b ① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
<その他の指標> 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	 毎年度、都道 進部長等を対 同研修会で ・農家自身 ・ファイナ を行う会場を 	道府県段階の受託機関と 象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較	るよう、	評定: b ① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
<その他の指標> 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	 毎年度、都道 進部長等を対 同研修会で ・農家自身 ・ファイナ を行う会場を 	道府県段階の受託機関と 象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較	るよう、	評定: b ① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
< その他の指標> 加入推進部長等研修会の開催と制度理解の増進。 < 評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	進部長等を対 同研修会で ・ 農家自身 ・ ファイナ を行う会場を	象にした研修会を開催 は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	した。 る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	度の説明に加えて、より効果的な研修とな の外部専門家による他の年金制度との比較	るよう、	① 外部専門家の活用、加入推進事例の紹介を行う会場 を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
加入推進部長等研修会の 開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を 開催し、制度内容の理解の	同研修会で ・ 農家自身 ・ ファイナ を行う会場を	は、基金の役職員によ の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	る政策支援等の制 事例の紹介 社会保険労務士等	の外部専門家による他の年金制度との比較	ξ	を増やすなど効果的な研修会となるよう工夫しつつ、
開催と制度理解の増進。 <評価の視点> 加入推進部長等研修会を 開催し、制度内容の理解の	農家自身ファイナを行う会場を	の取組による加入推進 ンシャルプランナーや	事例の紹介 社会保険労務士等	の外部専門家による他の年金制度との比較	ξ	
<評価の視点> 加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	ファイナを行う会場を	ンシャルプランナーや	社会保険労務士等			
加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の	を行う会場を					毎年度、全国各地で研修会を開催した。研修会の参加
加入推進部長等研修会を開催し、制度内容の理解の		増やし、更なる制度の野	理解の増進と加入技	推進活動の活発化を図るため研修会の充実		者の制度の理解も参加前に比べ大幅に向上している。
開催し、制度内容の理解の	年 度				を行った。	② 研修用テキストについて、加入推進を行う農家の参
	年 度				_	考となるよう加入推進事例を掲載し、また、全国的に
増進につなげているか。	1- /又	研修会開催回数	うち事例紹介	うち外部専門家による年金制度比較		影響力ある農業者の発言も新たに掲載するなど見直
	24年度	43会場	11会場	2会場		しを行っている。
	25年度	48会場	25会場	5 会場		29年度においても取組を継続することとしており、中
	26年度	49会場	30会場	19会場	_	期計画における所期の目標を十分に達成すると見込ま
	27年度	48会場	39会場	20会場	_	れることから、b評定とした。
	28年度	49会場	45会場	30会場		
	研修会初参加	者の農業者年金の必要				果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
	果的なものと 2 研修会用テガンを掲載す 研修会用テキスクログラスを 25年度 ダ	するための協議に活用 キストについては、業績 る等毎年度、見直した ストの見直し状況 見直し内容 効果的な加入推進活動の	し、協議結果を翌	年度の研修会の内容に反映した。 して、加入推進の参考となるような語録や道 長等を対象とする研修会で活用した。	重動スロー	
		26年度以降必要であると 研修会初参加 26年度 27年度 28年度 また、ブロ果的なものと 2 研修会用テカンを掲載す 研修会用テキン 「5 25年度 タク別	26年度以降実施している研修会参 必要であると認識する割合が、研修 研修会前 研修会後 26年度 55% 83% 27年度 58% 84% 28年度 59% 85% また、ブロック会議等において研 果的なものとするための協議に活用 2 研修会用テキストについては、業利 ガンを掲載する等毎年度、見直した 研修会用テキストの見直し状況 見直し内容 25年度 効果的な加入推進活動の ク別冊」を作成	26年度以降実施している研修会参加者アンケートで必要であると認識する割合が、研修会参加後に参加前研修会前 研修会後 26年度 55% 83% 27年度 58% 84% 28年度 59% 85% また、ブロック会議等において研修会参加者アンケ 果的なものとするための協議に活用し、協議結果を翌年の 2 研修会用テキストについては、業務受託機関と共同しガンを掲載する等毎年度、見直した上で、加入推進部 研修会用テキストの見直し状況 見直し内容 25年度 効果的な加入推進活動の事例及び他の年金 ク別冊」を作成	26年度以降実施している研修会参加者アンケートでは、いずれの年度も、農業者にとって農業必要であると認識する割合が、研修会参加後に参加前よりも増加している。 研修会初参加者の農業者年金の必要性の認識向上(研修会参加者アンケートより) 「研修会前」研修会的」研修会後 26年度 55% 83% 27年度 58% 84% 28年度 59% 85% また、ブロック会議等において研修会参加者アンケート結果を業務受託機関に示して、研修会果的なものとするための協議に活用し、協議結果を翌年度の研修会の内容に反映した。 2 研修会用テキストについては、業務受託機関と共同して、加入推進の参考となるような語録や近ガンを掲載する等毎年度、見直した上で、加入推進部長等を対象とする研修会で活用した。 研修会用テキストの見直し状況 「見直し内容」 効果的な加入推進活動の事例及び他の年金制度との比較を掲載した「加入推進用ハンク別冊」を作成	26年度以降実施している研修会参加者アンケートでは、いずれの年度も、農業者にとって農業者年金が必要であると認識する割合が、研修会参加後に参加前よりも増加している。 研修会初参加者の農業者年金の必要性の認識向上(研修会参加者アンケートより) 研修会前 研修会後 26年度 55% 83% 27年度 58% 84% 28年度 59% 85% また、ブロック会議等において研修会参加者アンケート結果を業務受託機関に示して、研修会をより効果的なものとするための協議に活用し、協議結果を翌年度の研修会の内容に反映した。 2 研修会用テキストについては、業務受託機関と共同して、加入推進の参考となるような語録や運動スローガンを掲載する等毎年度、見直した上で、加入推進部長等を対象とする研修会で活用した。 研修会用テキストの見直し状況 見直し内容 効果的な加入推進活動の事例及び他の年金制度との比較を掲載した「加入推進用ハンドブック別冊」を作成

ı			II I-	ューガンを掲載					ı	ı
			27年度		ての公的年分の	90比郊公の任会と) てWi		(カビり年会	
				展来4にとう 等)との比較表の				秋州家となる国民干並至立	(かとり 千亚	
			28年度			<u>る負的の追加</u> 入者へのアンケー	- ト 紅 里	上の追加		
			20千尺	マノのの首回。		八石・10// ング	广州小	マン足加		
			3 全国的な	影響力のある農	業者リーダー0	D方々を広域推進	協力員	として委嘱し、農業者年金の	の必要性の広	
			報・PRへの	協力を得た。同	リーダーの農業	美者年金の必要性!	につい	ての発言は研修会用テキスト	トに掲載する	
				ホームページで						
(3) 加入推進活動の実	(4)特別重点都道府県にお	<主な定量的指標>	<主要な業務	8実績>						<評定と根拠>
施に当たっては、活	ける特別活動の実施		平成25年度	から毎年度、都	道府県間の加力	人推進活動の格差の	の縮小	に向けた取組をより効果的に	こ行うため、	評定:a
動の活発でない地域	都道府県間の加入推進	<その他の指標>	「重点都府県	(新規加入目標	の超過達成を降	除いた都府県の平	均達成	率を下回る都府県) (25年月	度以前は「特	都道府県間の加入推進活動の格差縮小のため、毎年度
に対し、市町村及び	活動の格差縮小に向け、	加入推進活動の都道府県	別重点都府県	」)」を指定し、	その中で特に乳	尾績の低調な都府 !	県を「特	特別重点都府県」として指定	官し、格差縮	重点都道府県を指定し、特別活動を実施してきた。
農業協同組合の担当	前年度の加入推進目標の	間格差の縮小。	小の取組を行	っている。						また、平成26年度以降は、特別重点都道府県を指定し、
者や農業委員等に対	達成状況が一定水準以下		重点都府県	として指定した	都府県へは、往	投員等を派遣して 、	、特別」	重点市町村等において市町村	す・JA巡回	特別活動計画の策定など、取組を強化した。
する研修会等の制度	の都道府県を特別重点都	<評価の視点>	意見交換会を	行い、加入推進	の取組の強化に	こ向けた働きかけ	を行って	た。		これらの取組の結果、目標達成道県を除いた全国平均
の普及推進活動を重	道府県として指定し、当	・特別重点都道府県を指定	26年度以降	は、さらに特別	重点都府県を打	旨定し、市町村・	JA巡	回意見交換会に加えて、基金	をと該当業務	の加入推進目標達成率が年々上昇する中で、重点都道府
点的に実施すること	該都道府県の特別重点市	し、巡回意見交換会等の	受託機関及び	関係機関との協	議により、課是	夏の共有と取組の	強化に「	向けた特別活動計画を共同第	策定した。ま	県の20歳から39歳までの新規加入者数の対前年比が、毎
等により、都道府県	町村等において、巡回意	特別活動を実施している	た、同計画の	実施状況の把握	と実施状況に帰	なじた委託費の追加	加配分	を行い、加入推進の強化を関	図った。	年度、全国のそれを上回る成果を上げている。
間の活動格差の縮小	見交換会等の特別動を実	か。	これらの取	組の結果、重点	都府県の20歳た	いら39歳の新規加	入者数	の対前年度比が全国のそれを	を上回り、都	29年度においても取組を継続することとしており、中
を図る。	施するとともに、その効	その効果を検証している	道府県間の活	動格差の縮小が	図られている。	また、目標達成法	道県を降	除いた全国平均の加入推進し	目標達成率が	期計画における所期の目標を上回る成果を達成すると
	果について検証する。	ψ_{i}°	年々上昇し、	26年度に6都県	あった特別重点	点都府県は、29年	度には	2都県に減少している。		見込まれることから、a評定とした。
			重点都府県	、市町村・JA巡	回意見交換会問	開催実績				(評定区分)
										s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
			年 度	重点都府県数		開催市町村・				果がある
					都府県数	JA数				a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
			25年度	22都府県	-	102				3
			26年度	17都県	6都県	100				b:取組は十分である
			27年度	18都県	5都県	77				c:取組はやや不十分であり、改善を要する
			28年度	19都県	4都県	83				d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
			29年度	17都府県	2都県	2				
						(29年6月現在)				
			のの生みとの	生の牡Hカロコ サク	粉のお光に座し	ŀ				
			20尿かり39	歳の新規加入者 重点都係	· ·		- T	全国		
			24年度	里 点 都 亦 一 (22)		重点以外の都府県 -	₹			
			25年度	127% (22都		108%	_	114%		
			26年度	96%(17都		79%		80%		
			27年度	120%(18都		106%		111%		
			28年度	126%(19都		95%		100%		
			2011	120/0 (10年)	-/11/	00 /0		100/0		

	29年度 (17都府県)	
	全国平均加入推進目標達成率(除く達成道県)	
	20~39歳 全体	
	25年度	
	26年度 (6道県) (4道県)	
	46. 9% 45. 0%	
	27年度 (7道県) (4道県)	
	48.6% 45.9%	
	28年度 (6道県) (11道県)	
	53.0% 57.1%	
	上段()書きは達成道県数	
(4) 国民の理解が得ら (5) ホームページ等による <主な定量的指標>	< <ir></ir>	<評定と根拠>
	1 農業者年金制度のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説	評定: b
アクセスの容易化、 ① 農業者の方々に制度 <その他の指標>	明)、青年農業者向け(政策支援内容を説明)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象	① 農業者向けに制度の普及推進のリーフレットを作
分かりやすい説明等 の仕組み・特質を周知 ・農業者等向けのリーフレ	となることを説明)のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともに、ホームページで情報発	成し、関係者の意見等を踏まえて必要に応じて見直す
に努めるとともに、 するため、農業者や業 ットの作成・提供、新規	信した。なお、これらについては、関係者の意見等を踏まえて、必要に応じて見直している。	とともに、必要とされる情報をホームページ等で発信
加入者等に対して 務受託機関等の関係 加入状況等の必要な情報	また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。	している。
は、制度運営の状況 者の意見等を踏まえ、 のホームページでの発	さらに、平成27年度には制度紹介の動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見ら	② 受託機関向けには、加入推進に活用できる優良事例
等の情報をリーフレ 普及推進のためのリ 信。	れるように対応した。	等の資料をホームページで提供しており、平成28年度
ット、ホームページ ーフレット等を見直 ・業務受託機関向けのリー		には、新たに加入推進活動の動画を提供した。
等で定期的・迅速に し、新規加入の状況等 フレット、優良活動事例		29年度も引き続き取組を継続することとしており、中
提供する。 必要とされる情報を 等のホームページを通じ		期計画における所期の目標を十分に達成する見込であ
ホームページ等で分した提供。		ることから、b評定とした。
かりやすく発信する。		
<評価の視点>		(評定区分)
② 業務受託機関には、 リーフレットの作成提	2 業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、毎年度、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等に	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
加入推進のためのリ 供、ホームページでの発信	ついて情報収集し、上述のリーフレットとともに業務受託機関がホームページよりダウンロードして活用	果がある
ーフレットや加入推 をしているか。	できるようにした 。	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
進活動の優良事例、制	また、28年度からは加入推進活動の動画のDVDを業務受託機関に配布するとともに、ホームページに掲載	る
度のポイントをまと	して随時ダウンロードして活用できるようにした。	b:取組は十分である
めた資料等をホーム		c:取組はやや不十分であり、改善を要する
ページ等を活用して		d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
提供する。	3 27年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、適切な経営移譲年金の支給を確保するため、年金制度、特	
	に受給後の現況届や支給停止について受給者の理解が深まるようにパンフレットを作成し、62歳時の事前	
	説明会等で説明し配布するとともに、ホームページに掲載した。	
	また、受給権者に対しては、支給停止事由に該当した場合に遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなけ	
	ればならないこと等を明記した現況届を、当該内容を明記した文書を同封して送付した。	

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関	する事項及びその他業務運営に関する重要事項
1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	
第1-1	業務運営の効率化による経費の抑制等
第1-2	業務運営の効率化
第1-3	組織運営の合理化
第1-4	委託業務の効率的・効果的実施
第1-5	業務運営能力の向上等
第1-6	内部統制の充実・強化
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
第3	財務内容の改善に関する事項
IV. 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画	
第4	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
V. 短期借入金の限度額	
第 5	短期借入金の限度額
VI. 長期借入金の限度額	
	長期借入金の限度額
VII. その他の事項	
第6-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)
第6-2	積立金の処分に関する事

2.	2. 主要な経年データ											
1	評価対象となる指	達成目標	基準値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)			
	標		(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な			
			年度値等)						情報			
(第1-1・第4)											
	一般管理費削減率	少なくとも対前年度		△3.1%(24年度予算と25	△3.3%(25年度予算と26	△3% (26年度予算と	△3%(27年度予算と					
		比△3%		年度予算の比較)	年度予算の比較)	27年度予算の比較)	28年度予算の比較)					
				△9.5%(24年度予算と25	△19.6%(25年度予算と26	△16.0%(26年度予算	△3.1%(27年度予算					
				年度実績の比較)	年度実績の比較)	と27年度実績の比較)	と28年度実績の比較)					
	事業費削減率	少なくとも対前年度		△6.1%(24年度予算と25	△1.3%(25年度予算と26	△1.0%(26年度予算と	△1.0%(27年度予算					
		比△1%		年度予算の比較)	年度予算の比較)	27年度予算の比較)	と28年度予算の比較)					

			△8.8%(24年度予算と25					
			年度実績の比較)	年度実績の比較)	27年度実績の比較)	と28年度実績の比較)		
ラスパイレス指数	100以下		97. 3	98. 5	99. 5	98. 5		
(第1-2)								
新システムのアクセス								
件数	対前年度増加		984千件	1,478千件	1,621千件	1,550千件		
(第1-3・第6-1)								
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	74人	74人		
(第1-6)								
考査指導機関数	年間240機関程度		292機関	285機関	265機関	255機関		
(第5)								
短期借入金実績	2億円(限度額)		_	_	_	_		・運営費交付金の受入遅延による場合 の限度額は2億円
	924億円(限度額)		_	_	_	_		・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は924億円
②評価の参考となる		(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
データ		前中期目標期間最終年度値等						当該年度までの累積値等、必要な 情報
(第1-5)		一 及但可						III TIX
基金職員研修の実施				 職員研修実施方針及び計				
				画を新たに策定				
新任職員研修(カリキ								
ュラム数)			10	10	10	10		
専門分野研修 (種類)	 		12	16	17	15	 	
管理職員等研修(回				1	2	2		
数) 基金役職員派遣件数			94件	114件	115件	118件		

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第2 業務運営の効率	第1 業務運営の効率化			
化に関する事項	に関する目標を達成			
	するためとるべき措			
	置			
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化に			
	よる経費の抑制等			
(1)業務の見直し及び	(1)一般管理費及び事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
効率化を進め、一般	費の抑制	一般管理費削減率。	1 一般管理費については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、平成25年度から28年度までの	評定: b
管理費(人件費を除	業務の見直し及び	事業費削減率。	各年度とも3%以上の減とし、目標を達成した。	各年度とも一般管理費(人件費を除く。)の削減
く。) については、	効率化を進め、一般管			を達成した。
中期目標の期間中	理費(人件費を除く。)	<その他の指標>		平成29年度においても同様に取組むこととしてお
に毎年度平均で少	については、毎年度平			中期目標における所期の目標を十分に達成すると
なくとも対前年度	均で少なくとも対前	<評価の視点>		まれることから、b評定とした。
比で3%の抑制、事	年度比で3%の抑制、	・業務の適正な執行を確		
業費(業務委託費)	事業費 (業務委託費)	保しつつ、削減率の目		(評定区分)
については、毎年度	については、毎年度平	標を達成しているか。		s:数値の達成度合が120%以上で顕著な成果が
平均で少なくとも	均で少なくとも対前	・削減実績が大きい場		a : 数値の達成度合が120%以上
対前年度比1%の	年度比1%の抑制を	合、それは、業務の見		b:数値の達成度合が100%以上120%未満
抑制をすること目	することを目標に削	直しや効率化による		c:数値の達成度合が80%以上100%未満
標に、削減する。	減する。	ものであるか。		d:数値の達成度合が80%未満
	このため、加入者等			
	に対するサービスの			
	水準の維持に配慮し		<主要な業務実績>	<評定と根拠>
	つつ、コスト意識の徹		2 事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、25年度から28年度までの各年度と	評定: b
	底、計画的な物資の調		も1%以上の減とし、目標を達成した。	各年度とも事業費の削減目標を達成した。
	達等を行う。			平成29年度においても同様に取組むこととしてお
				中期目標における所期の目標を十分に達成すると
				まれることから、b評定とした。
				(評定区分)
				s:数値の達成度合が120%以上で顕著な成果が
				a:数値の達成度合が120%以上
				b:数値の達成度合が100%以上120%未満
				c:数値の達成度合が80%以上100%未満
				d:数値の達成度合が80%未満
	(2) 人件費の削減等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	

定福利費及び法定 外福利費) 並びに人 事院勧告を踏まえ た給与改定部分を 除く。) については、	_	政府における総人件費削減。		評定: b これまで政府における総人件費削減の取組と同様の 取組を行った。 平成29年度においても取組を継続することとしてお り、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見 込まれることから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成 果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ る b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(2)給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラが、中期目標期間において、毎年度がある。また、給与水準の適正し、組出ので、金銭についていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	職員の給与水準の適正 化を図るため、国家公務 員の給与改定等の状況を 踏まえ、給与規程の見直 しを行うなど、対国家公 務員地域・学歴別法人基準 年齢階層ラスパイレス指 数)について、中期目標 期間において、毎年度、1 00を上回ることがないよ う措置する。 また、給与水準の適正	< その他の指標 > < 評価の視点 > ・ ラスパイレス指数が100 を上回っていないか。 ・ 国家公務員の給与改定	対国家公務員地域・学歴別指数 25年度 97.3 26年度 98.5 27年度 99.5	〈評定と根拠〉 評定: b 国家公務員の給与改定等の状況を踏まえ、給与規程の 見直し等の取組を行った結果、各年度とも対国家公務 員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は100を下回っており、また、給与水 準の適正化の取組の進捗状況等について、毎年6月末に ホームページで公表している。 平成29年度においても取組を継続することとしており、中期計画における所期の目標を十分に達成すると見 込まれることから、b評定とした。 (評定区分) s:数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a:数値の達成度合が120%以上 b:数値の達成度合が100%以上120%未満 c:数値の達成度合が80%以上100%未満 d:数値の達成度合が80%未満
(3)契約の適正化の推 進 「独立行政法人に おける調達等合理 化の取組の推進に		<主な定量的指標> <その他の指標> 一般競争入札等の実施。	<主要な業務実績> 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。 (1) 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に	契約については、やむを得ず随意契約等を行った場合 を除き、全て一般競争入札等によるものとするほか、一

ついて」(平成27年5 月25日総務大臣決 定)を踏まえ、契約 については、原則と して一般競争入札 等 (競争入札及び企 画競争・公募をい い、競争性のない随 意契約は含まない。 以下同じ。)による ものとし、一般競争 入札等により契約 を行う場合であっ ても、特に企画競争 や公募を行う場合 には、競争性、透明 性が十分確保され る方法により実施 する。また、一者応 札・応募となった契 約については、一者 応札・応募の改善方 策が適正か検証す

また、一般競争入 札等に付すことが 適当でないと認め られる場合等の例 外的な場合は、次の 取組により、随意契 約の適正化を推進 するものとする。

- ① 基金が策定する 「調達等合理化計 画」に基づく取組 を着実に実施する とともに、その改 善状況をフォロー アップし、毎年公 表する。
- ② 監事及び外部有

踏まえ、契約については、<評価の視点> 原則として一般競争入札 等 (競争入札及び企画競 して一般競争入札等によ 争・公募をいい、競争性 るものとするほか、適正 のない随意契約は含まな化を推進しているか。 い。以下同じ。) によるも のとし、一般競争入札等 により契約を行う場合で あっても、特に企画競争 や公募を行う場合には、 競争性、透明性が十分確 保される方法により実施 する。また、一者応札・ 応募となった契約につい ては、一者応札・応募の 改善方策が適正か検証す

また、一般競争入札等 に付すことが適当でない と認められる場合等の例 外的な場合は、次の取組 により、随意契約の適正 化を推進するものとす

- ① 基金が策定する「調 達等合理化計画」に 基づく取組を着実に 実施するとともに、 その改善状況をフォ ローアップし、毎年 公表する。
- ② 監事及び外部有識 者により構成する契 約監視委員会におい て、計画の策定及び 自己評価の際の点検 を行うとともに、契 約の点検及び見直し を行い、その審議概 要を公表する。

契約について、原則と

契約審査委員会において検討を行った上で、契約を締結した。

- (2) 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」 ・ 取り組むなど、計画どおり実施した。 (平成21年8月21日付) に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。また、契約監視委 員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。
- (3) 契約審査委員会を28年度までに32回実施し、延べ109案件の入札・契約の適正性の審査を行った。また、┃化計画等ついて点検等を受け、その結果を調達の改善に 監事監査においては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月25日付総 反映するとともに、審議の概要をホームページで公表し 務大臣決定)を踏まえ、「調達等合理化計画」の達成状況、契約監視委員会での審議内容等について十分「てきた。 なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正 に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。
- (4) 随意契約の適正化の推進については、次のとおり取り組んだ。
- ①「調達等合理化計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて毎年度公表を行 っている。

なお、競争性のない随意契約は、「調達等合理化計画」で掲げる目標(9件、236,060千円)の範囲内と なっている。29年度においてもこれまでと同様の取組を継続することとしており、「調達等合理化計画」 で掲げる目標となる見込みである。

競争性のない随意契約

	25年度	26年度	27年度	28年度
件 数	8	9	7	8
金額(千円)	224, 375	236, 060	217, 773	212, 216

②25年度から28年度まで毎年度、契約監視委員会を開催し、外部委員より契約及び調達合理化計画等につ いて点検等を受け、審議の概要をホームページで公表した。

また、29年度は5月26日に開催し、調達等合理化計画等について点検等を受け、審議の概要をホームペ ージで公表する予定としている。

その検証を行うとともに、随意契約の適正化の推進にも

平成25年度から28年度まで中期計画に従い契約監視 委員会を毎年度開催し、外部委員より契約及び調達合理

29年度においても取組を継続することとしており、中 期計画における所期の目標を十分に達成すると見込ま れることから、b評定とした。

- s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成 果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

識者により構成す				
る契約監視委員会				
において、計画の				
策定及び自己評価				
の際の点検を行う				
とともに、契約の				
点検及び見直しを				
行い、その審議概				
要を公表する。				
2 業務運営の効率化 2	2 業務運営の効率化			
事務書類の簡素化、電	(1) 事務書類の簡素化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
子情報提供システムの利	適正かつ効率的・効果		1 システムの運用開始	評定: b
用の促進等により、業務	的な審査を確保しつつ、	<その他の指標>	平成23年度に開発に着手した農業者年金記録管理システム(以下「新システム」という。)は、26年2月に運	平成25年度に新システムを導入し、事務書類を統合・
運営を迅速化・効率化す	関係者の負担を軽減する	事務書類の簡素化。	用を開始し、新システムの導入に伴う主な事務改善のポイントは次のとおりである。	簡素化した。以降、統合・簡素化した事務書類の定着を
る。	ため、事務書類の簡素化			図りつつ、業務受託機関に対してアンケート調査を実施
	を図る。	<評価の視点>	(1) 全般的な事務改善措置	し、その効果を検証するとともに、必要に応じた事務書
		計画どおり事務書類の	① 保険料額の変更申出期間の延長(45日間延長)	類の見直しを行った。
		簡素化が図られているか。	② 保険料の前納申出期間の延長(15日間延長)	29年度においても、事務処理の負担軽減に努めること
			③ 住所変更や死亡届等に係る届出様式の簡素化(14様式→4様式)	としており、中期計画における所期の目標を十分に達成
			④ 裁定請求のための勧奨状等送付の拡充(2回→3回)	する見込であることから、b評定とした。
			⑤ 標準処理期間の短縮(加入申込書の場合、60日以内→30日以内)	
				(評定区分)
			(2) 受託機関における事務改善措置	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な反
			① 届出書等の作成補助	果がある
			② (新システムの照会画面で確認できるため)被保険者名簿等の送付を省略	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
			0 本数事実際まルの証何 松子	る 1
			2 事務書類簡素化の評価・検証	b:取組は十分である
			(1) 26年度以降、本格稼働した新システムの下で、統合・簡素化された届出様式により事務処理を行いそ	
			の定着を図った。新システム利用により、ケースごと、目的ごとに必要な届出の作成が誘導され、業務	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
			受託機関にとっての利便性が向上したことから、システムへのアクセス件数が大幅に増加し、簡素化さ ・	
			れた様式による事務処理の定着が進んだ。	
			(2) 27年度には、加入要件等の審査の必要上各種届出書への添付を求めている戸籍抄本又は住民票写しに	
			ついて、原本還付を行うための具体的手続きを徹底し、加入者の負担を軽減した。	
			(3) 28年度には、全国の業務受託機関(302機関)に対して簡素化した事務書類についてのアンケート調査	
			を実施し、その効果を検証した。その結果、「関係者の負担が軽減した」、「受託機関の効率的・効果的な	
			審査が確保された」との回答がいずれも7割を超え、業務受託機関の事務処理の負担軽減につながったことが認められた。	
			 (4) なお、事務書類の様式等に関して、アンケート調査で併せて聴取した意見・要望や考査指導、業務用	
			手引き改善検討会での意見・要望への対応を検討・分類し、当該意見要望を踏まえて早期の見直しが適	

			当かつ可能と考えられたものについて、29年4月に見直した。 3 業務手引きの電子化 業務受託機関の事務負担軽減や業務理解度向上のため、業務受託機関の担当者から改善協力員を委嘱し、 同協力員の協力を得ながら、28年度に業務受託機関向けの新たな業務手引きを取りまとめた。 この業務手引きは電子化してホームページに掲載し、ダウンロードして利用することを可能とするととも に、修正等意見を受け付けて定期的に更新・見直しを行うためのフォローアップ体制を整備した。	
	(2)電子情報提供システム の利用促進等 業務受託機関におい て、被保険者情報や申出 書等の処理状況の把握等 ができる電子情報提供シ ステムの利用の促進(ア クセス件数の増加)等に より事務処理の迅速化・ 効率化を図る。	アクセス件数の増加。 < その他の指標 > 新システムの利用促進。 < 評価の視点 > ・新システムの利用促進	〈主要な業務実績〉 平成25年度までは「電子情報提供システム普及拡大取組方針」を策定、新システムに移行した26年度以降毎年4月に「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を策定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県段階、各市町村段階の業務受託機関が取り組んでいる。また、基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣(年間約15カ所)して、農業者年金記録管理システムの利用方法等を説明し、各都道府県段階の担当者の理解及び各市町村段階の業務受託機関への利用促進に努めている。なお、これらの取組により、現行の農業者年金記録管理システムへのアクセス件数は、新システム移行前(3カ年平均904千件)から増加し、26年度1,478千件、27年度1,621千件、28年度1,550千件と推移している。なお、受託機関の利用状況は、以下のとおり。26年4月 農業委員会 1,148機関(66.9%) 農協 552機関(78.2%)29年3月 農業委員会 1,258機関(73.4%) 農協 559機関(84.9%)(注)市町村及び農協の合併等により母数は変化している。	新システムの普及拡大取組方針を決定して全業務受 託機関での新システム利用を目標に取り組み、会議や研 修会において新システムの利用方法等の説明会を行っ て利用促進(アクセス件数の増加)に努め、新システム 移行後アクセス件数が増加した。
また、現在開発中の農	(3)農業者年金記録管理シ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
業者年金記録管理システ	ステムの開発等		平成24年2月より開発等に着手した農業者年金記録管理システムは、目標どおり25年度中に開発を終了し、	評定: b
ムについて、平成25年度	現在開発中の農業者	<その他の指標>	26年2月から運用を開始した。(新システム導入に伴う主な事務改善は前述のとおりである)。	計画どおり、迅速性及び効率性の向上等のための事務
中に開発を終え、平成26			なお、農業者年金記録管理システムについては、マイナンバー制度への対応等のための開発を引き続き行っ	
年度当初から運用を開始	ついて、平成25年度中に		ている。	ムについて、平成25年度中に開発を終え、26年度当初か
する。	開発を終え、平成26年度			ら運用を開始しており、中期計画における所期の目標を
なお、当該システムの	当初から運用を開始す			十分に達成していることから、b評定とした。
開発に当たっては、業務	る。また、システムの開			(証中区八)
運営の迅速性及び効率性 の向上並びに事務手続に	発に当たっては、迅速性	田を11つ(いるか。		(評定区分)
の同上业のに事務手続に 係る過誤の防止機能の向	及び効率性の向上並びに事務手続の過誤の防止機			s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成 果がある
上を図るものとする。	能の向上を図るものとす			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
T-CEIN 0 6/ C 7 (No	能の向上を囚るものとする。			a. 収組は「ガモのり、かつ、自信を上回の収末かの る

				c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化			
(1)中期計画において、	(1) 考査指導の対象とする	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>
給付事業の対象とな	業務受託機関を増加させ	常勤職員数。	平成28年度末までに常勤職員数を目標である74人に削減した。	評定: b
る旧制度に基づく受	ることに伴い、考査指導			中期計画における所期の目標を十分に達成している。
給者の減少並びに融	部門の担当職員を1名増	<その他の指標>		ことから、b評定とした。
資事業及び農地割賦	員して体制を強化する。			
売渡による貸付金債	また、旧制度の年金給	<評価の視点>		(評定区分)
権の減少、業務受託	付業務等については受給	常勤職員数が削減され		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な原
機関に対する考査指	権者の減少等に伴って業	たか。		果がある
導の拡充・強化等を	務量の減少が見込まれる			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がる
踏まえ、中期目標の	ことから、年金業務部門			3
期間中における法人	を合理化して2名の職員			b:取組は十分である
全体の業務量を適切	を削減し、常勤職員数を、			c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
に見積もり、常勤職	中期目標期初の75人から			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
員の適正な配置等組	平成28年度までに74人と			
織運営の合理化に関	する。			
する具体的な事項を				
定め、中期目標の期				
間中に必要な組織の				
整備及び常勤職員数				
の削減を実施する。				
(2)能力・実績主義の	(2)能力・実績主義の活用	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
活用により、役員の	常勤役員の期末特別		常勤役員の期末特別手当の額については、理事長が職務実績を評価し決定している。	評定: b
報酬及び職員の給与	手当の額については、そ	<その他の指標>	また、職員の昇給区分の決定及び勤勉手当の額については、人事評価の結果を反映させて決定している。	常勤役員の期末特別手当の額については、理事長が罪
等にその業績及び勤	の者の職務実績を反映さ	職務実績及び人事評価		務実績を評価して決定し、職員の昇給区分の決定及び
務成績を一層反映さ	せる。	結果の反映。		勉手当の額についても、人事評価の結果を反映させて
せる。	また、職員の昇給区分			定している。
	の決定 (5段階) 及び勤	<評価の視点>		29年度も同様に実施することとしており、中期計画に
	勉手当(賞与)の額につ	職務実績及び人事評価		おける所期の目標を十分に達成する見込であることだ
	いては、人事評価の実施	結果を適切に反映してい		ら、b評定とした。
	を徹底し、その者の勤務	るか。		
	成績に反映させる。			(評定区分)
				s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な反
				果がある
				a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
				る

				b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
4 委託業務の効率的・	4 委託業務の効率的・効果			
効果的実施	的実施			
業務受託機関に対す	(1) 実績報告書による活動	<主な定量的指標> 	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
る業務委託費について			毎年度、業務受託機関から提出された実績報告書に基づき、業務受託機関の活動状況を集計し把握した。ま	
は、平成25年度から全体	委託業務が効率的・効		た、集計結果を分析し、委託費の効果的実施に向けた配分見直しの検討の基礎資料として活用した。	毎年度、業務受託機関から提出された実績報告書を集
として計画的な削減を図	果的に実施されるよう、	実績報告内容の把握。		計し、その活動状況を把握した。
りつつ、以下の観点から	業務受託機関からの実績			平成29年度も同様に実施することとしており、中期計
見直しを行い、委託業務				画における所期の目標を十分に達成すると見込まれる
の効率化・効果的実施に	の活動状況を把握する。	実績報告書の提出を受		ことから、b評定とした。
取り組む。		け、その実施状況を把握し		
		ているか。		(評定区分)
				s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
				a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
				る
				b:取組は十分である
				c:取組はやや不十分であり、改善を要する
				d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(1) 加入推進活動を	(2) 加入推進活動を活発	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
活発化させるイン	化させるための業務委		1 平成25年度に加入推進活動に係る業務委託費の配分方法を見直し、固定的な配分方法から、20歳から39歳	
センティブの付与・	託費の配分の見直し	<その他の指標>	までの新規加入者の実績を反映した配分方法とした。	① 平成25年度に業務委託費の配分方法を見直し、固定
拡大	市町村段階の業務	業務委託費の配分方法。	2 また、25年度に20歳から39歳の農業者の加入推進に受託機関のインセンティブが働くように25年度に手数	的な配分から39歳以下の新規加入者の実績を反映し
① 加入推進活動	受託機関に配分する		料の格差を設定する見直しを行い、28年度にも業務受託機関の連携による加入推進にインセンティブが働く	た配分方法を導入した。
に係る業務委託	加入推進活動に係る	<評価の視点>	ように手数料を見直した。	② 39歳以下の農業者の加入推進に受託機関のインセン
費については、第	業務委託費について	・固定的な配分方法を見		ティブが働くようにする手数料の格差を設定する見
3の3(1)に掲	は、第2の3(1)に	直し、新規加入者の実		直しを25年度に行い、28年度にもインセンティブが働
げる目標設定に	掲げる目標の達成に	績を反映した配分方		くように手数料を見直した。
沿った考え方の	向け、平成25年度か	法となっているか。		29年度においても、配分の見直しを実施することとし
下、業務受託機関	ら、固定的な配分方法	・新規加入者の目標達成		ており、中期計画における所期の目標を十分に達成する
の加入推進のイ	を見直し、20歳から39	に向け受託機関のイ		見込みであることから、b評定とした。
ンセンティブを	歳までの新規加入者	ンセンティブが働く		
喚起する観点か	数の実績を反映した	よう手数料を設定し		(評定区分)
ら、固定的な(一	配分方法を導入する。	ているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
律定額の) 配分方	また、市町村段階の			果がある
法を改め、20歳か	業務受託機関に新規			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
ら39歳までの新	加入者の人数に応じ			る

規加入者数の実	て配分する手数料に			b:取組は十分である
績を反映した配	ついて、業務受託機関			c:取組はやや不十分であり、改善を要する
分方法とする。	の加入推進のインセ			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
② 新規加入者割	ンティブが働くよう、			
手数料について	平成25年度から、20歳			
は、20歳から39歳	から39歳の農業者が			
までの者が加入	加入した場合と、それ			
した場合とそれ	以外の農業者が加入			
以外の者が加入	した場合とで格差を			
した場合とで格	設定する。			
差を設定する。				
(2)業務委託費の配分	(3) 業務実態等を踏まえ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
基準の統一化等	た配分基準の適正化		1 平成25年度の配分額の積算単価については、ベースとなる地方公務員の平均給与月額を最新のものに見直	評定: b
業務委託費の積算	業務受託機関の業務	<その他の指標>	し、時間当たり金額を調整した。また、29年度についても同様の調整を実施した。	① 平成25年度及び29年度に積算単価の見直しを行
単価の見直しを行	実態等を踏まえ、平成	業務委託費の配分基準。	2 また、農業委員会と農業協同組合とで異なっていた配分基準を見直し、同一基準とするとともに、被保険	た。
うとともに、農業委	25年度から、業務委託		者数に応じて配分する手数料の配分基準を細分化し3ランクから6ランクへと倍増した。	② 農業委員会と農業協同組合の配分基準の統一化、
員会と農業協同組	費の積算単価の見直	<評価の視点>	3 このほか、業務量に変動がある場合には、それを踏まえた配分方法の見直しを行った。	分基準の細分化を実施した。
合でそれぞれ異な	しを行うとともに、農	計画どおり見直しがさ		29年度においても、委託業務の業務量に応じた配分
る基準を適用して	業委員会と農業協同	れているか。		準により配分を行うこととしており、中期計画におけ
いる現在の配分方	組合でそれぞれ異な			所期の目標を十分に達成する見込みであることから、
法については統一	る基準を適用してい			評定とした。
化を図るなど、配分	る配分方法について			
基準について業務	統一化や配分基準の			(評定区分)
量等を踏まえた見	細分化を図るなど、業			s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な
直しを行う。	務受託機関の業務量			果がある
	を踏まえた見直しを			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が
	行う。			る
				b : 取組は十分である
				c:取組はやや不十分であり、改善を要する
				d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
5 業務運営能力の向上	5 業務運営能力の向上等			
等				and the second s
	(1) 農業者年金基金職員	<主な定量的指標> 	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
関の農業者年金担当者の	基金職員のうち新		平成26年度に研修実施方針を定め、毎年度研修実施方針に基づき研修実施計画を策定、初任者研修・専門研	
業務運営能力の向上を図	任職員については、年		修等の各種研修を実施するとともに、民間研修を活用することにより、職員の能力向上を図っている。	毎年度、研修実施計画に基づき、初任者研修、専門
るとともに、業務が適正	金業務全般について			修等を行い、民間研修も活用した。
かつ効率的・効果的に行	の知識の修得を図る	の実施、民間研修の活		29年度においても同様に実施することとしており、
われるよう、中期計画に	ため、初任者研修を毎	用。	○新任職員を対象とする研修	期計画における所期の目標を達成する見込みである
定めるところにより研修	年度4月及び10月の	・研修等の実施方針の策	· 新任職員研修 6 回	とから、b評価とした。

等を実施する。	2回実施する。	定。	・拡充研修 4回	
	また、年金資産の運			(評定区分)
	用等の専門的知識を	<評価の視点>	○年金資産の運用等に関する研修	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な
	必要とする業務に携	・初任者研修・専門研修	・国債投資 Σ 3 級コース(専門研修) 6 回	果がある
	わる職員については、	を実施し、民間研修も	・債券・株式・ポートフォリオ入門(専門研修) 4回	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が
	当該業務に係る分野	活用しているか。	・債券初級者セミナー (専門研修) 1回	る
	に特化した専門研修		・証券基礎講座(公共・公益法人編) 1回	b:取組は十分である
	を実施する。その際、		・資金運用内部研修 4回	c: 取組はやや不十分であり、改善を要する
	必要に応じて民間等			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
	の機関が主催する研		○その他専門研修等 59回	
	修を活用する。			
			○資格取得支援実績	
			・27年度	
			ファイナンシャル・プランニング技能士2級 1名	
			• 28年度	
			情報セキュリティマネジメント試験 2名	
			年金アドバイザー3級 1名	
	(2) 業務受託機関担当者	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
	業務受託機関担当		1 都道府県段階の業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会)	評定: b
	者については、効率的	<その他の指標>	(1) 都道府県段階の業務受託機関を対象に、毎年度当初に、担当者会議を開催し、加入推進の取組方	毎年度、都道府県段階業務受託機関を対象に、実務
	・効果的な業務の実施	• 実務担当者等会議、新	針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換すると	当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議、業
	及び加入者、受給者等	任担当者研修会、ブロ	ともに、前年度の考査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。	連絡協議会を開催した。また、同内容を市町村業務受
	に対するサービスの	ック別会議の開催(都	さらに、平成27年9月には、臨時の都道府県段階の担当者会議を開催し、会計検査の状況及び26年	機関に周知するよう指導するとともに、市町村業務受
	向上に資するため、次	道府県段階業務受託	度業務実績の主務大臣評価結果(特に指摘事項)を説明し、意見交換を行った。	機関の実務担当者等を対象とした研修会等を実施す
	の研修等を実施する。	機関)。		よう指導し、当該研修会等に、基金の役職員を派遣し
		・実務担当者等会議、新	担当者会議実施状況	29年度においても同様に取り組むこととしており、
	① 都道府県段階に	任担当者研修会の開	25年度 25年4月23日、26年3月18日	期計画における所期の目標を十分に達成する見込み
	おける業務受託機	催(市町村段階業務受	26年度 26年4月22日(3月と4月の開催時期が近いため26年度以降は年1回とした。)	あることから、b評定とした。
	関(農業会議及び農	託機関)。	27年度 27年4月23日、27年9月29日 (臨時)	
	業協同組合中央会)		28年度 28年4月25日	(評定区分)
	の実務担当者及び	<評価の視点>	29年度 29年4月18日	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な
		・都道府県段階の業務受		果がある
	とする研修等を毎	 託機関の新任担当者		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が
	年度当初に実施す			3
	る。	しているか。	 (2) 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び新任担当者を対象に、毎年度、新任担当者	 b:取組は十分である
	- *	・市町村段階業務受託機	研修会を実施するとともに、26年度からは経営移譲及び支給停止等の専門業務研修会を開催し、受託	
		関担当者向け研修会	機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図った。	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
		を行うよう、都道府県		
		段階業務受託機関を		
		指導し、必要に応じて		

同研修会に基金役職 員の派遣を行ってい るか。

各研修会実施状況

25年5月21~22日
26年4月23日
26年8月4日
27年4月24日
27年6月3日
28年4月26日
28年5月11~12日
29年4月17日
29年5月10~11日
29年6月6~7日

(3) 毎年度10月から11月にかけて全国を6つブロックに分けて会議を開催し、下半期の加入推進の取 組強化等について協議するとともに、資産運用状況等を説明した。

27年度からは会計検査の状況及び主務大臣評価での指摘事項を受けた対応案について説明し、実体 を伴った経営移譲等の確保に必要な事務処理の見直し等についても説明した。

(4) 毎年2月頃に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表道府県の幹事等による業務連絡協議会 を開催し、翌年度以降加入推進の取組方針案等について意見交換を行うとともに、農業者年金事業の 実施についても意見交換を行った。また、26年度及び27年度については、会計検査院からの処置要求 を受けた実体を伴った経営移譲等の確保のための事務処理等について説明し、協議を行った。

業務連絡協議会開催日

25年度
26年度
27年度
28年度
27年度

2 市町村段階における業務受託機関(農業委員会及び農業協同組合)

都道府県段階の業務受託機関に対して、毎年4月に開催した担当者会議、新任担当者研修会及び10月から11月に開催したブロック別担当者会議等において説明された内容を、市町村段階の業務受託機関に周知するよう要請した。

また、市町村段階の業務受託機関を対象とする研修会等を実施するよう指導するとともに、当該研修会等へ基金より役職員を派遣し、実体を伴った経営移譲等の確保のための事務処理等について指導を行った。

	役職員派遣件数	うち給付関係業務
25年度	94件	27件
26年度	114件	30件
27年度	115件	32件
28年度	118件	36件

② 市町村段階における業務員会及び無機関 (農業委員会及び新生担当者の事にはおけるでは、おけるでは、おけるでは、おけるでは、おけるでは、はおけるでは、はおけるでは、はおけるでは、はおけるでは、はいるではないるでは、はるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるではるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるでは、はいるで

	実施するよう指導 するとともに、必要 に応じて、基金から 役職員等の派遣を 行う。		3 研修内容の理解度の把握と理解の向上のため、28年度以降、業務研修において各研修項目ごとに例題と 答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるように した。	
			4 27年10月に会計検査院からの指摘を受けた事務手続きの改善措置のため、農業経営の再開可能性のある 受給者の諸名義の確認体制の整備等について、28年3月28日付けで「実体を伴った経営移譲及び経営継承 を確保するための指導等について」及び「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」(基金理事 長通知)の一部改正を行い、28年4月の担当者会議で都道府県段階の業務受託機関に対して改正内容の説 明を行い、周知徹底した。 また、現況届に係る事務処理については、わかりやすいマニュアルを作成し、現況届けの作業が始まる 前に業務受託機関へ配布し、研修等での説明を行った。	
6 内部統制の充実・強 化	6 内部統制の充実・強化			
(1)役職員の法令遵守、 業務の適正な執行等の	(1)平成25年度当初に、基金の内部統制を体系的に整備するため、「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定する。	<その他の指標> 内部統制の充実・強化。 <評価の視点>	<主要な業務実績> 平成25年4月に内部統制基本方針を策定し、監事監査・内部監査の結果も踏まえ、内部統制の充実・強化に 取り組んだ。その後、26年7月にはリスクを統合的に管理する観点からのリスク管理委員会の位置づけの見直 しを内容として、27年5月には独立行政法人通則法の改正を踏まえた内部統制の体制の充実に向けての内部統 制推進担当役員の指定等を内容として、それぞれ当該基本方針の改正を行った。 これに加え、内部統制の更なる充実を図るため、29年3月に「独立行政法人農業者年金基金内部統制の体制 及び推進に関する規程」を制定し、基金における内部統制の体制をより明確にした。 (具体的な業務実績は(2)、(3)の欄を参照)	「内部統制基本方針」を平成25年4月に策定し、その後も内部統制の充実・強化に取り組んだ。 29年度も同様に取組むこととしており、中期計画にお
	(2)理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。	<その他の指標> 理事長による内部統制 の取組の指示。	<主要な業務実績> 理事長は、中期計画・年度計画の進捗管理及び業務実績の自己評価、各種委員会の開催と検討状況、規程の 見直し等、内部統制に関する取組状況を経営管理会議において把握して必要な指示を行うとともに、その徹底 を図るため経営管理会議やその下部組織である役員部課長会においてヒアリングの実施等モニタリングを行っ ている。	経営管理会議において、内部統制に関する取組状況を

		・理事長は、取組状況を 把握し、必要な指示、 モニタリングの実施 等により、内部統制の 充実・強化に取り組ん でいるか。		 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
	(3) 内部統制基本方針に基 づき、コンプライアンスの	く土な化里的拍標/	<主要な業務実績 >	<評定と根拠>
	推進、リスクの管理、内部	くその仲の指揮>	1 コンプライアンへの推進 2 役職員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役職員に対し法令規	
	監査について、以下のとお		程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。	委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況を
	り取り組む。	会の開催、コンプライ	また、コンプライアンス委員会を毎年度2回(上半期及び下半期)開催し、コンプライアンス推進の取組	
	① コンプライアンス	アンス研修の実施、コ	状況についてホームページで公表している。	② 平成25年度当初にリスク管理委員会を設置し、リス
	の推進	ンプライアンス推進	なお、コンプライアンスに違反する事案は発生していない。	ク管理に関する行動計画を策定するとともに、リスク
	役職員の法令遵守	の取組の公表。		管理マニュアル等を策定してリスク管理を徹底した。
	及び業務の適正な執	・リスク管理委員会の開		以後毎年度実績業務実績欄記載の措置等講じてリス
	行等を図るため、外	催。		ク管理の更なる徹底を図ってきた。
	部の有識者を含むコ	内部監査の実施。		③ 25年度から28年度まで中期計画に従い、基金の業務
	ンプライアンス委員			が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか
	会を開催し、違反行	<評価の視点>		等について、毎年度内部監査を実施し、「内部監査報
	為の原因究明及び再	コンプライアンス委員		告書」に取りまとめて理事長へ報告している。
	発防止等に関する審	会を開催し、審議を行		29年度においても各取組を実施することとしており、
	議を行うとともに、	っているか。コンプラ		中期計画における所期の目標を十分に達成する見込み
	研修の実施等により	イアンス研修を実施		であることからb評定とした。
	コンプライアンスを	しているか。措置を講		
	推進する。また、コ	じた場合は公表して		(評定区分)
	ンプライアンスに関			s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
		・リスク管理委員会を開		果がある
	合は、ホームページ	催し、行動計画やリス		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
)-)- \ - \ - \- \- \-	で公表する。	ク管理マニュアル等		3
また、適切に年金業	② リスク管理の徹底	を策定しているか。	2 リスク管理の徹底	b:取組は十分である
務の点検・評価等を行	平成25年度中にリ	・内部監査を実施してい	(1) 平成25年4月1日に「独立行政法人農業者年金基金のリスク管理及び危機対策に関する規程」を制定、当 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	
うためのリスク管理		るか。	該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、28年度まで毎年度2回(上半期及び下半期)委員会を開催し 	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
に関する体制(リスク 管理委員会)を整備す	置して、リスク管理に関する行動計画や		│ てきた。 │ (2) 同委員会では、監事監査・内部監査の結果及びリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動	
官 理安貝云)を登開 9 る。	リスク管理マニュア		(2) 同安貞芸では、監事監査・内部監査の結果及びリスク管理の美胞状況を踏まえ、リスク管理に関する打動 計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位付けをした上で、リスク管理	
.∾∘	ル等を策定し、リス			
	ク管理を徹底する。		The state of the s	

[リスク管理委員会設置以降各年度における措置等]

- ・ リスク管理委員会に外部専門家(CIO補佐官、会計監査法人、年金コンサルタント)の参加を得て、 その知見を活用(26年度~)
- 統合的にリスクを管理する観点から、業務全体について、リスクの分類と各リスクの定義を決めた上 で、各リスクの対応方針を作成し、その概要をホームページに掲載(26年度)
- リスク管理委員会において、監事監査報告及び考査指導結果への対応状況のモニタリングを実施(27 年度~)
- 業務のまとまりのある10人未満のグループでの定例の班会議を通じて職員間の「使えるナマ」の情報 共有・改善提案を推進(27年度~)
- ・ 各業務の業務フローごとに内在するリスク因子の一層網羅的な洗い出しと、適切な評価、重大なリス クへの予防的措置の検討、リスク管理者等によるモニタリングの徹底のため、リスク管理マニュアル等 の様式を見直し(28年度~)
- リスク管理委員会での議論の重点をリスク管理に係るPDCAサイクルのC(業務運営の点検・評価) に移すことを前提に、リスク対応方針の総点検を実施(28年度)
- 事務ミスが発生した場合、「なぜなぜ分析」の手法を用いて原因分析を行った上で、その結果を踏まえ た対処方針についてリスク管理委員会等で報告させることで、業務手順を自ら見直し改善する考え方を 導入 (28年度~)

3 内部監査の実施

25年度から28年度まで毎年度、「内部監査規程」に基づき内部監査計画等を作成し、当該計画等に従い基 金の業務が、法令、規程等を遵守し効率的に執行されているか等について内部監査を行い、その結果を「内 部監査報告書」に取りまとめて理事長へ報告している。

内部監査報告書で指摘した事項については、対応状況を翌年度の内部監査項目とすることにより、確実 に実施されているかを確認している。

また、29年度においても「内部監査規程」に基づき、適正に内部監査を実施する予定としている。

なお、内部監査規程については、27年の独立行政法人通則法等の改正に伴い、内部監査の範囲、方法等 の明確化を図るため、27年3月に改正を実施している。

③ 内部監査の実施

基金の業務が、法 令、規程等を遵守し 効率的に執行されて いるか等について、 内部監査規程に基づ く内部監査を実施す

さらに、ガバナンス (4)加入者の代表等の意見 <主な定量的指標> の反映

の強化の一環として

透明性の向上を図る

ため、基金の業務・マ

ネジメントに関し、加

入者の代表者や学識

経験者等から広く意

見を求めている運営

評議会について、議事

の内容等を公表する。

加入者の代表、年金に | <その他の指標> 知見を有する学識経験者 運営評議会の開催。 等で構成する運営評議会 を毎年度上半期及び下半 <評価の視点> 期に開催し、新規加入等・運営評議会を開催し、 業務の状況、中期計画・ 年度計画の策定及び実 績、年金資産の運用成績、・運営評議会での意見を 年金資産の構成割合の検 証結果等について広く意 見を求め、業務運営に適

- 議事要旨を公表して
- 業務運営に反映させ ているか。

<主要な業務実績>

毎年、9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び前年度の業務実績を議題とし、 |3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び翌年度の年度計画を議題とする運営評| |議会を開催し、基金の業務運営について広く意見を求めて加入推進の方法等業務運営に反映させた。また、運┃見を求めて業務運営に反映させた。また、その議事要旨 営評議会の議事要旨及び会議資料についてホームページで公表している。

運営評議会開催日

25年度	25年9月24日	26年3月10日
26年度	26年9月9日	27年3月18日
27年度	27年9月14日	28年3月25日
28年度	28年9月13日	29年3月21日

<評定と根拠>

評定:b

毎年度、9月及び3月に運営評議会を開催し、広く意 をホームページで公表した。

平成29年度も同様に取組むこととしており、中期計画 における所期の目標を十分に達成する見込であること から、b評定とした。

- s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成 果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ

	切に反映させる。また、											3	
	運営評議会の議事要旨に											b:取組は十分である	
	ついてホームページで公											c:取組はやや不十分	であり、改善を要する
	表する。											d:取組はやや不十分	であり、抜本的な改善を要す
(2)業務受託機関にお	(5)業務受託機関の事務処	<主な定量的指標>	< 1	要な業務実	績>							<評定と根拠>	
ける事務処理に対し	理の適正化等	考查指導機関数。		,,,,.		発受託機関に	ついては、	農業委員会及	が農業権	加加組合	うごとに、農業者年金加 <i>7</i>		
ての考査指導につい	業務受託機関におけ	J E.10 + 100 [N] 500									並べ、その上位にある1,		要までの考査指導実施機関数(
ては、委託業務が適	る事務処理に対しての考	<その他の指標>				,			-		て予め選定し、計画的に		毎年度240機関実施した場合
正かつ効率的・効果	を指導については、委託 を指導については、委託	考査指導の効果の浸透。		年度その1/									機関に対する割合は109%と
的に行われるよう、	業務が適正かつ効率的・	7五月中 7 797 17 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		1/2/07/17	0 (0		27,130,1007	17 212/11	-14 17 7 1	T1H 47 C	11 2 100	っている。	MATON, A BILLION OC
対象業務受託機関数	効果的に行われるよう、	<評価の視点>		年度別考査指	道宝施宝績((29年度け宝編	春見·入)						県段階の業務受託機関担当者
を増加させ、平成25	以下の取組を実施する。	• 考查指導対象受託機関		次別乃且旧	25年度	26年度	27年度	28年度	29年月	专			こついて周知徹底を図るとと
年度から毎年度240	MI VANIE E ME I DO	を毎年度240程度選定		年度計	266		265	255		59			務受託機関の担当者に対して名
程度(業務受託機関	① 毎年度240程度の業	し、計画的に考査指導		累計	266		795		<u> </u>	_			会議等を通じ周知を図るよう
の約1割)の業務受	務受託機関に対し考	を行っているか。		Л H1		000		1,000	1,0				「の結果等については、都道府!
託機関に対し計画的		・考査指導の効果の浸透											情報提供を行うとともに、業績
に実施する。	施する。また、考査指	を図っているか。	2	老杏指道によ	り押据した国	事例や注音す	べき課題筌の	n 老杏抬道 σ	結果等に	ついて	「は 毎年4月に宝施され		起を行った。③考査指導関係
また、考査指導を	導を実施する業務受												知等の変更内容を考査指導内容
実施する業務受託機	託機関の選定に当た			れる市町村段									関における事務処理の実施状法
関の選定に当たって	っては、業務受託機関									-		喚 に応じた指導を行った。	
は、業務量や事務処	の業務量、委託費及び		a 表										を対象に計画的に考査指導を領
理の状況等を踏ま務	事務処理の状況を踏			段階の業務受				X = (0)	100 253	200			導の効果の浸透を図ることと
受託機関を優先す	受託機関を選定する。			(1)			111, 070						る所期の目標を十分に達成する
る。	XHIIMM CZERCY WO		3	会計検査院が	らの指摘事項	軍や前年度の	考香指導結	具等を踏まえ	. 毎年度	5考查指	遺調査票の見直しを行い	、見込であることから、b	- ,,,,,,
さらに、考査指導	② 考査指導により把握										査院からの指摘を踏まえ		17.2.2.0720
により把握した事例	した事例や注意すべ										工、農業委員会の標準的な		
や注意すべき課題等	き課題等の考査指導			指導時間を30			7174 674	шт- <i>у</i> -у-у-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 0 01-			。 3120%以上で顕著な成果がある
については、毎年の				11 4 W 11 C O	·// /EX 0/Co	•						a:数値の達成度合か	
研修会等を通じて周			4	考査指導の対	象とならなオ	かった業務受	託機関の事績	落処理等の 適	i正化に管	子するた	め、考査指導セルフチョ		
知徹底するなど、考	じて周知徹底するな										見直し・強化を図ってい		
査指導の効果の浸透	ど、考査指導の効果の										適正化に向けてセルフラ		
に努める。	浸透を図る。		٣		川用拡大を図る	るため、各県	における研	を会等での配	一布・利用		行えるよう配布時期を従		
(3) 情報セキュリティ	(6)情報セキュリティ対策	<主な定量的指標>	<主	医要な業務実	績>							<評定と根拠>	
に配慮した業務運営	については、以下の取組		1	政府機関統一	・基準群等の身	見直しがあっ	た場合には、	「独立行政法	人農業者	年金基	金における情報セキュリ	テ 評定: a	
の情報化・電子化に	を実施する。	<その他の指標>	1	の確保に関す	「る規程」をi	適宜改正して	いる。					情報セキュリティ規程	とについて、政府統一基準群等
取り組み、業務運営	① 政府機関統一基準群	・情報セキュリティ規程		なお、平成28	8年8月に政府	守機関統一基	準群等の見直	重しが行われ	、「統一規	規範」及	及び「指針」が新たに制定	さ 踏まえた見直しを行うと	ともに、情報セキュリティ研修
の効率化と情報セキ	を含む政府機関にお	の見直し。	1	たことに伴い	、情報セキュ	ュリティ規程	及び同細則	を大幅に見直	し、基金	金の保有	「する全てのシステムを対	象を行って定量的な効果液	側定を実施すること等により
ュリティ対策の向上	ける一連の対策を踏	・農水省との情報交換。	٤	した「情報も	ニキュリティス	ポリシー」(仏	反称)を策定	けることが必	要となっ	ったため)、29年度前半の策定に向	け 続的に情報セキュリティ	対策の向上に努めている。

を図る。	まえ、適宜、「独立行		て準備を進めている。	また、農林水産省からの情報セキュリティに関する情
	政法人農業者年金基	<評価の視点>	27年6月に発覚した日本年金機構の個人情報漏洩問題を自らの課題として捉え、先ず初動動作として、情	報提供に迅速かつ適切に対応し、整備された連絡体制の
	金における情報セキ	・情報セキュリティ規程	│ │ 報セキュリティ及び個人情報保護管理に関する緊急の自己点検を役職員に実施するとともに不審メール等	下で、その対応状況や、情報セキュリティに関する問題
	ュリティの確保に関	を見直しているか。	│ │ への対応方針を周知した。また、27年8月に「厚労省第三者委員会報告」、「サイバーセキュリティ戦略本部	等を農林水産省へ遅滞なく報告している。
	する規程」の見直し等	・農水省との情報交換を	 報告」、「日本年金機構調査結果」 が相継いで公表され、そこでの対策内容を参考にしつつ基金内で検討した	29年度においても同様の取組を行うこととしている。
	を行うこととし、情報	行っているか。	 結果、早急に実施する措置として、以下の対策を講じた。	加えて、27年6月の日本年金機構の個人情報漏えい
	セキュリティ対策に		 ・不審メールに対する基本的な対応を経営管理会議で決定し、役職員に周知徹底	 題を受け、自ら迅速かつ的確に個人情報の漏洩防止等に
	係るPDCAサイクルを		│ │ ・平成27年度以降は標的型メール訓練を新たに導入することとし、抜き打ちで2回実施	 必要な対策を措置し、リスクを軽減したことを鑑み、「
	構築するための取組		│ │ ・個人情報を扱うシステムと端末を、インターネットから遮断するための改修を実施(27年9月)	期計画における前期の目標を上回る成果を達成すると
	を推進する。		│ │ ・これに加え役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修(効果測定付き)を実施し、取組状況の確	見込まれることから、a 評定とした。
			認及び理解度の評価を定量的に行った。	
			この他にも28年度の対応として	(評定区分)
			・基金LAN内のファイル操作等のログ収集機能を導入	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な原
			・新たなファイヤーウォール(WAF)を導入	果がある
			金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されていたことにより、何ら被害の発	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			生はなかった。なお、この不審メールの大量送付の経験を踏まえ、セキュリティ対策を一層強化すること	
			とし、インターネットで閲覧可能なサイトを制限するとともに、基金役職員全員のメールアドレスの変更	
			を実施した。	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要す
	② 農林水産省との緊急		E-X/NE UTCO	u. Anmia (Y 1 / J Co) / JA JA JA GA C G F S
	時を含めた連絡体制		 2 農林水産省から、システムの脆弱性等情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、直ちに基金	
	を整備し、情報セキュ		内のシステムに導入しているセキュリティソフトを最新版に更新するなど迅速かつ適切に対応し、その対応	
	リティ上の課題につ		状況等を報告した。	
	いて農林水産省との		また、企画調整室を窓口として農林水産省の農業者年金担当課へ連絡する体制を整え、基金内で発生した	
	情報交換を積極的に		情報セキュリティに関する問題等について、農林水産省へ遅滞なく報告した。	
	行う。		なお、本中期目標期間内において、システム関係の事故・障害等は発生していない。	
	特に、事故・障害等		は40、本「別日味別間」11に40~(、シハ)の園外の事故「陸日寺は九工して、は、。	
	が発生した場合は、速			
	やかに農林水産省の			
	情報セキュリティ責			
	任者に連絡して適切			
	な対策を実施する。			
	はMRと天肥りる。			
第4 財務内窓の改善に 第	 第3 財務内容の改善に関			
関する事項	する事項			
1 旧制度に基づく融資		<主な定量的指標>	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>
事業及び農地の割賦	業及び農地の割賦売渡に		1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収	評定: b
売渡による貸付金債	よる貸付金債権について		全ての貸付金債権について、前年度末の状況に対応して、毎年度、分類の見直しを行い、これに基づき、	
権の管理・回収を適切	は、業務受託機関との密接		業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。	
に進め、財務の改善に	な連携、現地調査等により		A TOTAL CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PROP	件についても、毎年度、全て評価の見直しを行った。
資する。	債務者に関する情報を把			29年度においても同様に実施することとしており、「

	握し、すべての貸付金債権 について、毎年度、債権分 類の見直しを行う等によ り、適切な管理・回収を行 う。 また、毎年度、農地等担 保物件の評価の見直しを 行う。	・毎年度債権分類の見直 しを行い、それに基づ く債権の管理・回収を 行っているか。	2 担保物件の確認、評価見直し また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなど して確認し、毎年度、全て評価の見直しを行った。	期計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
		るか。		b:取組は十分であるc:取組はやや不十分であり、改善を要するd:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
2 毎年の運営費交付金 額の必要額の算定に ついては、運営費交付 金債務残高の発生状 況にも留意した上で、 厳格に行うものとす る。		・運営費交付金の算定ル	<主要な業務実績> 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高に留意した上で、運営費交付金 算定ルールに基づき、対前年度予算に対し一般管理費は3%、業務経費は1%それぞれ削減し算定した。	〈評定と根拠〉 評定:b 毎年度の運営費交付金額の必要額の算定については、 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき行っており、中期計画に おける所期の目標を十分に達成していることから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
	第4 予算(人件費の見積り を含む。)、収支計画及び 資金計画			
	別 紙	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
		• 一般管理費削減率。	1 業務運営の効率化による経費の抑制等(再掲)	評定: b
		• 事業費削減率。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制	各年度とも一般管理費及び事業費ともに削減目標を
		<その他の指標>	一般管理費については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、平成25年度から28年度まで の各年度とも3%以上の減とし、目標を達成した。	中期目標における所期の目標を十分に達成すると見込
		<評価の視点>	事業費については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、25年度から28年度までの各年度と	まれることから、b評定とした。
		・削減率の目標を達成し	も1%以上の減とし、目標を達成した。	(証中区八)
		ているか。		(評定区分)

			s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
	<主な定量的指標> <その他の指標> 予算、収支計画、資金計画。 <評価の視点> 予算、収支計画、資金計画に基づき、以支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行っているか。		〈評定と根拠〉 評定: b 各年度予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行った。 平成29年度も同様に資金の配分を行うこととしており、中期目標における所期の目標を十分に達成すると見込まれることから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある。 a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。 b:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。 に:取組はやや不十分であり、改善を要する。 d:取組はやや不十分であり、改善を要する。
第 5 短期借入金の限度額			C. Mais () M. Color () A. C
1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れ の遅延。	<主な定量的指標> 借入限度額。 <その他の指標>	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評定と根拠> 評定: - (評定区分) b: 限度額の範囲である
2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年 金基金法(平成14年法律第 127号) 附則第17条第2項 の規定に基づく長期借入			d:限度額の範囲を超えた
◎ 長期借入金			

独立行政法人農業者		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	>								<評定と根拠>
年金基金法(平成14年法			平成25年度から28年	年度の各年月	度、法附則第	517条第2	項の規定に	基づき、長	期借入金は	市中金利情	う 勢等を考慮	評定: b
律第127号)附則第17条第		<その他の指標>	し、競争入札を実施し	したことによ	こり、各年と	も有利な	条件での借え	入れを行っ	た。			毎年度、市中金利情勢等を考慮し、競争入札を実施し
2項の規定に基づき、基		• 市中金利情勢等。										たことにより、各年とも有利な条件での借入れを行っ
金が長期借入金をするに		・応札倍率。								平成29	0 年 度	た。
当たっては、市中金利情			区分		平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	(見込		29年度においても同様に実施することとしており、同
勢等を考慮し、極力有利		<評価の視点>	借入年月日	H25.8.7	H25.11.6	H26.2.6	H27.2.3	H28.2.2	H29.2.3	H29.11.2	H30.2.2	期の目標を十分に達成すると見込まれることから、bま
な条件での借入れを図		極力有利な条件での借	借入相手方(機関数)	25	40	28	56	33	43	_	_	定とした。
る。		入れを行っているか。	借入金額(百万円)	23,500	29,100	29,900	77,700	75,100	60,200	35,717	28,865	
			借入利率(平均金利)	0.241%	0.191%	0.192%	0.152%	0.145%	0.1022%	_		(評定区分)
			賞還期限 応札倍率	H30.8.6	H30.11.5 4.67	H31.2.5	H32.1.31 2.94	H33.2.1 4.90	H34.2.2 2.35	_		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な所
				7.58 0.270%	0.200%	4.72 0.205%	0.050%	0.020%				果がある
			政府保証債(5年)	0.289%	0.221%	0.223%	0.060%	0.025%	△ 0.001%	_	_	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
			金利スワップ(5年)	0.490%	0.400%	0.390%	0.280%	0.190%	0.130%	_	_	
			長期プライムレート	1.350%	1.200%	1.250%	1.050%	1.100%	0.950%	_	_	3
												b:取組は十分である
												c:取組はやや不十分であり、改善を要する
												d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
	# 0 7 0 N 2 75 N A											
	第6 その他主務省令で定											
	める業務運営に関する 事項											
	1 職員の人事に関する計											
	画(人員及び人件費の効率											
	化に関する目標を含む。)											
	(1) 方針	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>								<評定と根拠>	
	農業者年金事業や年	:	研修の基本方針及び	び毎年度の研	开修実施計画	に基づき	、新任職員に	こ対し、農	業者年金業	務全般につ	いての知識	評定: b
	金資産の運用に関する研	くその他の指標>	の修得を図るため、新	新任者研修に	こ加え、新任	者拡充研	修及び年金貨	資産の運用	等の専門分	・野に特化し	た専門研修	新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図る
	修等により専門的知識を	専門研修の実施。	 等を実施することに。	より、人材の	う育成を図る	とともに	、業務量に原	なじた適正	な人員配置	を行ってい	る。	とともに、業務量に応じた適正な人員配置を行ってい
	有する人材の育成を図る											3.
	とともに、基金全体の業	<評価の視点>										29年度おいても同様に実施することとしており、中期
	務量を適切に見積もり、											計画における所期の目標を十分に達成すると見込まれ
		. 材の育成を図るとともに、										ることから、b評定とした。
	員配置を行う。	業務量に応じた適正な人										
	Z 14 7 0	員配置を行っているか。										(評定区分)
		240E 6 11 2 74 .0 4 0										s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な版
												果がある
												a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
												a. 収価は「カモのり、かつ、日保を上回る版本から
												b: 取組は十分である
												c:取組はやや不十分であり、改善を要する
		1										d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(2) 人員に関する指標	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
期末の常勤職員数を	常勤職員数。	 期初(平成26年4月)の常勤職員数75人から、28年度末までに常勤職員数を目標である74人(98.7%)に削	評定: b
期初の98.7%とする。		減した。	中期計画における所期の目標を十分に達成している
	<その他の指標>		ことから、b評定とした。
(参考1)	<評価の視点>		(評定区分)
期初の常勤職員数75人	期末の常勤職員数が期		s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成
期末の常勤職員数の見込	初の98.7%となってるか。		果がある
み 74人			a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
			3
(参考2)			b:取組は十分である
中期目標期間中の人件費			c:取組はやや不十分であり、改善を要する
総額見込み			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
3,148百万円			
2 積立金の処分に関する			
前期中期目標期間繰越積	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
立金のうち、前期中期目標期		前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたこ	評定: b
間から繰り越した現預金及	<その他の指標>	とによる現預金については、平成25年度から28年度までの各年度とも指定された経費の一部に充当した。	前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が償
び前期中期目標期間から繰	現預金の経費への充当。		還されたことによる現預金について、計画どおり、指定
の越した貸付金等債権が当			された経費の一部に充当した。
朝に償還されたことによる	<評価の視点>		29年度においても、同様に措置することとしており、
現預金を次の経費に充当す	積立金の処分が適切で		中期計画における所期の目標を十分に達成すると見込
5.	あるか。		まれることから、b評定とした。
(1) 旧年金給付費			(評定区分)
(2) 旧年金給付のための借			b : 積立金の処分は適切である
入金にかかる経費(利子			d:積立金の処分は不適切である
及び事務費を含む)			
(3) 旧年金給付のための農			
(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システ			

別 紙

第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

平成25年度~平成29年度予算

総 括

				(中位・	
区	別	金		額	
収入					
運営費交付金				16,	3 0 4
国庫補助金				6,	7 5 3
国庫負担金				602,	6 3 4
借入金				393,	7 7 4
保険料収入				75,	984
運用収入				8,	0 0 1
貸付金利息					6 3
農地売渡代金等収	又入				5 0 5
諸収入					1 5
計			1,	104,	0 3 3
支出					
業務経費				611,	1 6 0
うち 農業者年金	事業給付費			18,	0 4 0
旧年金等給付	寸費			582,	3 2 1
還付金				1,	283
長期借入関係	系経費				162
その他の業務	5経費			9,	3 5 5
借入償還金				414,	3 0 0
一般管理費					273
人件費					8 2 3
				,	
<u></u>			1.	032,	5 5 6
F 1			_ ,	,	3 2 0
1					

「人件費の見積り〕

期間中総額3、148百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + \mathcal{E}$ の他の業務経費 $\times \beta$ $) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$

α: 効率化係数A (97.00%)

β: 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

y:消費者物価指数(平成23年度全国平均)(0.999%)

δ:平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金

基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当) - (基本給等の 見直しを踏まえたもの)

2 平成26年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + \mathcal{E}$ の他の業務経費 $\times \beta$) $\times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$

α: 効率化係数A

β: 効率化係数 B

γ:消費者物価指数

δ:各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金 基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当)×(1+給与改

定率)

- (注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
 - 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した 伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないこと も排除されない。

「注記」前提条件

- 1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。
- 2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。
- 3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。 [借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

	- 中心・日刀し	•/
区別	金額	
収入		
運営費交付金	2, 52:	2
国庫補助金	6, 75	3
運用収入	7 4 0	0
特例付加年金被保険者経理より受入	4, 15	2
諸収入		3
計	14, 17	О
支出		
業務経費	6,00	6
うち 農業者年金事業給付費	6 2 3	
特例付加年金受給権者経理へ繰入	4, 15:	
その他の業務経費	1, 23	
一般管理費	6 2 3	
人件費	6 6 (b
計	7, 30	О

[人件費の見積り]

期間中総額549百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ +人件費 -諸収入 $\pm \delta$

α: 効率化係数A(97.00%)

β:効率化係数B(業務の見直しを踏まえたもの)

y:消費者物価指数(平成23年度全国平均)(0.999%)

δ:平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金 基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当) - (基本給等の 見直しを踏まえたもの)

2 平成 2 6 年度以降については、次の算定ルールを用いる。 運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 \pm δ

α: 効率化係数A

β: 効率化係数 B

γ:消費者物価指数

δ:各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金 基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当)×(1+給与改 定率)

- (注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
 - 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。
- 2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。
- 3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

「収入支出予算の弾力条項]

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に 不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特 例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

	(単位:日刀円)
区別	金額
収入 運営費交付金 保険料収入 運用収入	6, 253 75, 984 7, 261
農業者老齢年金被保険者経理より 受入 諸収入	67, 957
計	157, 462
支出 業務経費	89, 895
うち 農業者年金事業給付費 還付金	17, 417 1, 223
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	67, 957
その他の業務経費 一般管理費	3, 298 1, 331
計	1, 630 92, 856

[人件費の見積り]

期間中総額1,343百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 -諸収入 $\pm \delta$

α: 効率化係数A(97.00%)

β:効率化係数B(業務の見直しを踏まえたもの)

γ:消費者物価指数(平成23年度全国平均)(0.999%)

δ:平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金

基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当) - (基本給等の 見直しを踏まえたもの)

2 平成 2 6 年度以降については、次の算定ルールを用いる。 運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 \pm δ

 α : 効率化係数 A

 β : 効率化係数 B

γ:消費者物価指数

δ:各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金 基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当)×(1+給与改 定率)

- (注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
 - 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した 伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないこと も排除されない。

「注記」前提条件

- 1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。
- 2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。
- 3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

「収入支出予算の弾力条項】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費 又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

旧年金勘定

(単位:百万円)

				(中型.	自力門
X	另门	金		額	
収入					
* '				7	0.5.0
運営費交付金					2 5 2
国庫負担金				602,	
借入金				393,	
貸付金利息					6 3
農地売買貸借等勘	-				5 0 5
旧年金経理より受	入				1 3 2
諸収入					5
計			1,	004,	3 6 5
支出 業務経費 うち 旧年金等給付 還付金 長期借入関係 旧年金業務経 その他の業務	経費 理へ繰入				3 2 1 6 0 1 6 2 1 3 2 7 8 1
借入償還金				4 1 4,	
一般管理費				,	2 2 4
人件費				1,	3 8 4
計			1,	004,	3 6 5

[人件費の見積り]

期間中総額1,139百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール]

1 平成 25 年度は、次の算定ルールを用いる。 運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$ α: 効率化係数A(97.00%)

β:効率化係数B(業務の見直しを踏まえたもの)

γ:消費者物価指数(平成23年度全国平均)(0.999%)

δ:平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金

基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当) - (基本給等の 見直しを踏まえたもの)

2 平成 2 6 年度以降については、次の算定ルールを用いる。 運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 \pm δ

α: 効率化係数A

β: 効率化係数 B

γ:消費者物価指数

δ:各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金 基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当)×(1+給与改 定率)

- (注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
 - 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した 伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないこと も排除されない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。
- 2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。
- 3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

「収入支出予算の弾力条項】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

		 	(半江・	日カ門
区	別	金	額	
収入				
運営費交付金				2 7 8
貸付金利息				63
農地売渡代金等収入				5 0 5
諸収入				1
計				8 4 6
支出				
				6 1 2
	賞還金			5 0 5
旧年金勘定へのう				6 3
その他の業務経費	身			4 5
一般管理費				9 0
人件費				1 4 3
計				8 4 6
計				8 4

「人件費の見積り〕

期間中総額117百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

「運営費交付金の算定ルール】

1 平成25年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 $\pm \delta$

α: 効率化係数A(97.00%)

β: 効率化係数B (業務の見直しを踏まえたもの)

γ:消費者物価指数(平成23年度全国平均)(0.999%)

δ:平成25年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金

基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当) - (基本給等の 見直しを踏まえたもの)

2 平成 2 6 年度以降については、次の算定ルールを用いる。 運営費交付金額= $(-般管理費 \times \alpha + その他の業務経費 \times \beta) \times \gamma$ + 人件費 - 諸収入 \pm δ

α: 効率化係数 Aβ: 効率化係数 Bγ:消費者物価指数

δ: 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費=基本給等+退職手当+児童手当拠出金+健康保険料負担金

+厚生年金保険料負担金+共済組合負担金+労働保険料負担金 基本給等=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当)×(1+給与改 定率)

- (注) 1 運営費交付金額には、中期期間中の常勤職員数の効率化減員分を反映させる。
 - 2 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

- 1 期間中の効率化係数Aを対前年度比97.00%と推定。
- 2 期間中の効率化係数Bを対前年度比99.00%と推定。
- 3 給与改定率及び消費者物価指数の伸び率については、ともに0%と推定。

「収入支出予算の弾力条項]

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

総 括

	(単位:白力円
区別	金額
費用の部	707,008
経常費用	692, 234
人件費	3, 823
業務費	5 9 6, 7 6 6
一般管理費	3, 273
減価償却費	1 0 6
給付準備金繰入	88, 265
財務費用	14,774
臨時損失	0
収益の部	706, 502
運営費交付金収益	16,304
国庫補助金収入	6, 753
国庫負担金収入	188, 334
財源措置予定額収益	393, 774
保険料収入	75, 959
運用収入	25, 196
貸付金利息収入	6 3
その他の収入	1 5
資産見返運営費交付金戻入	106
臨時利益	0
純利益	△505
目的積立金取崩額	0
総利益	\triangle 5 0 5

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
 - 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金 給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立 不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交 付金を財源とするものと想定している。

区 費用の部 経常費用 人件費 業務費	金	額 12,435 12,435
経常費用 人件費		•
経常費用 人件費		•
人件費		12, 435
		,
		6 6 6
木切貝		1, 905
一般管理費		6 2 8
減価償却費		1 7
給付準備金繰入		9, 219
財務費用		0
臨時損失		0
収益の部		12, 435
運営費交付金収益		2, 522
国庫補助金収入		6, 753
運用収入		3, 140
その他の収入		3
資産見返運営費交付金戻入		1 7
臨時利益		0
純利益		0
目的積立金取崩額		0
総利益		0

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
 - 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金 給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立 不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交 付金を財源とするものと想定している。

	(単位・日刀口)
区別	金額
費用の部	104, 316
経常費用	104, 316
人件費	1, 630
業務費	22, 266
一般管理費	1, 331
減価償却費	4 2
給付準備金繰入	79,046
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	104, 316
運営費交付金収益	6, 253
保険料収入	75, 959
運用収入	22, 055
その他の収入	6
資産見返運営費交付金戻入	4 2
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
 - 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金 給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立 不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交 付金を財源とするものと想定している。

旧年金勘定

·	- 中世・日ガロ
区別	金額
費用の部	589, 978
経常費用	5 7 5, 2 0 3
人件費	1, 384
業務費	572, 550
一般管理費	1, 224
減価償却費	4 5
財務費用	14,774
臨時損失	0
収益の部	589, 472
運営費交付金収益	7, 252
国庫負担金収入	188, 334
財源措置予定額収益	3 9 3, 7 7 4
貸付金利息収入	6 3
その他の収入	5
資産見返運営費交付金戻入	4 5
臨時利益	0
純利益	\triangle 5 0 5
目的積立金取崩額	
総利益	△ 5 0 5
Mary 1-3 mir	2000

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
 - 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金 給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立 不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交 付金を財源とするものと想定している。

	(単位:日ガ円
区別	金額
費用の部	3 4 2
経常費用	2 7 9
人件費	1 4 3
業務費	4 5
一般管理費	9 0
減価償却費	1
財務費用	6 3
臨時損失	0
収益の部	3 4 2
運営費交付金収益	2 7 8
貸付金利息収入	6 3
その他の収入	1
資産見返運営費交付金戻入	1
臨時利益	0
1.15-6-1.17	
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

- [注記] 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
 - 2 当法人における年金債務のうち厚生年金基金から支給される年金 給付について、当該厚生年金基金に払い込むべき掛金及び当該積立 不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交 付金を財源とするものと想定している。

総 括

			(3)(.1)	
			(単位	: 百万円
区別		金	額	
資金支出		1,	104,	0 3 3
業務活動による支出			618,	2 5 6
投資活動による支出			71,	4 7 7
財務活動による支出			414,	3 0 0
次期中期目標の期間への繰越	金			0
資金収入		1,	104,	0 3 3
業務活動による収入			710,	2 5 9
運営費交付金による収入			16,	3 0 4
補助金等による収入			609,	3 8 7
保険料収入			75,	984
運用による収入			8,	0 0 1
農地売渡代金等収入			ŕ	5 0 5
貸付金利息収入				6 3
その他の収入				1 5
投資活動による収入				0
財務活動による収入				O
借入金による収入			393,	771
前期中期目標の期間よりの繰	批会		000,	0
明初下初口际ソ別旧よりり深	(大 <u>大</u>			U

特例付加年金勘定

区別	金額
資金支出	10,017
業務活動による支出	3, 147
投資活動による支出	6,870
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	10,017
業務活動による収入	10,017
運営費交付金による収入	2, 522
補助金等による収入	6, 753
運用による収入	7 4 0
その他の収入	3
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

農業者老齢年金等勘定

区別	金額
資金支出	89, 505
業務活動による支出	24,899
投資活動による支出	64,606
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	89, 505
業務活動による収入	89, 505
運営費交付金による収入	6, 253
保険料収入	75, 984
運用による収入	7, 261
その他の収入	6
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

旧年金勘定

			D /3 1/
区別	金	額	
資金支出	1,	004,	2 3 2
業務活動による支出		589,	9 3 2
投資活動による支出			O
財務活動による支出		414,	3 0 0
次期中期目標の期間への繰越金			O
資金収入	1,	004,	2 3 2
業務活動による収入		609,	9 5 4
運営費交付金による収入		7,	2 5 2
補助金等による収入		602,	6 3 4
貸付金利息収入			6 3
その他の収入			5
投資活動による収入			5 0 5
財務活動による収入			
借入金による収入		393,	7 7 4
前期中期目標の期間よりの繰越金			O
	l .		

農地売買貸借等勘定

区別	金額
資金支出	8 4 6
業務活動による支出	3 4 1
投資活動による支出	0
財務活動による支出	5 0 5
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	8 4 6
業務活動による収入	8 4 6
運営費交付金による収入	2 7 8
農地売渡代金等収入	5 0 5
貸付金利息収入	6 3
その他の収入	1
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0